



## 第6章

# 各種施策の基盤、各主体の参加及び 国際協力に係る施策

## 第1節 政府の総合的な取組

### 1 環境保全経費

各府省の予算のうち環境保全に関する予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行って各府省に示すとともに、環境保全経費

として取りまとめました。平成22年度予算における環境保全経費の総額は、1兆2,596億円となっています。府省別の環境保全経費は表6-1-1、事項別の環境保全経費は表6-1-2のとおりです。

表6-1-1 府省別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

	21年度 予算額	22年度 予算額	比較増△減
内閣府	50,443	28,580	△ 21,863
総務省	998	2,615	1,617
法務省	492	208	△ 284
外務省	5,586	6,087	501
財務省	363	265	△ 98
文部科学省	84,884	70,700	△ 14,184
厚生労働省	3,112	3,325	213
農林水産省	360,391	237,638	△ 122,752
経済産業省	341,665	342,130	465
国土交通省	980,311	287,802	△ 692,509
環境省	221,757	210,400	△ 11,358
防衛省	66,845	69,832	2,988
合計	2,116,848	1,259,585	△ 857,264

- (注) 1：表中における計数には特別会計が含まれている。  
2：実施計画により配分される経費であって、概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。  
3：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。

資料：環境省

表6-1-2 事項別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

	21年度 予算額	22年度 予算額	比較増△減
地球環境の保全	677,974	619,359	△ 58,615
大気環境の保全	234,239	212,128	△ 22,111
水環境、土壌環境、 地盤環境の保全	743,248	102,638	△ 640,610
廃棄物・リサイクル 対策	114,026	85,792	△ 28,234
化学物質対策	8,176	8,025	△ 151
自然環境の保全と 自然とのふれあい 推進	261,233	147,156	△ 114,077
各種施策の基盤と なる施策等	77,953	84,487	6,534
合計	2,116,848	1,259,585	△ 857,264

- (注) 1：表中における計数には特別会計が含まれている。  
2：実施計画により配分される経費であって、概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。  
3：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。

資料：環境省

## 2 政府の対策

### (1) 環境基本計画の進捗よく状況の点検

中央環境審議会は、**環境基本計画**に基づく施策の進捗よく状況等を点検し、政府に報告しています。平成21年に行われた第三次環境基本計画の第3回目の点検は、同計画の10の重点分野のうち、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」、「長期的

な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」、「国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進」の5分野を重点点検分野として実施されました。その結果は、21年12月に中央環境審議会会長から環境大臣に報告され、その後環境大臣が閣議で報告しました。

([http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/check/03/index.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/check/03/index.html))

## (2) 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

第三次環境基本計画に基づき、関係府省で実施して

いる予防的な取組方法の考え方に関する施策についても、(1)の点検において、進ちょく状況の点検を行いました。

## 第2節 環境影響評価等

### 1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第19条では、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、環境保全について配慮しなければならないと規定しています。

平成21年度においては、環境影響評価法の施行から10年が経過したこと等を踏まえて中央環境審議会において審議がなされ、戦略的環境アセスメント手続の新設について積極的に措置すべき等とする「今後の環境影響評価制度の在り方について（中央環境審議会答申）」（平成22年2月）が取りまとめられました。本答申を踏まえ、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書の手続の新設等を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が平成

22年3月に閣議決定され、国会に提出されました。

そのほか、戦略的環境アセスメントの取組を推進するため、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEAガイドライン）」、「最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）」に関し地方公共団体等に対して情報提供を行いました。

また、特に道路、河川、空港、港湾等の公共事業については、関連する先行的な取組等を基に、戦略的環境アセスメントを含むものとして、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を踏まえた具体的な事例に取り組みました。さらに、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めました。

### 2 環境影響評価の実施

#### (1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています（図6-2-1）。同法に基づき、平成22年3月末までに計179件の事業について手続が実施されており、そのうち、21年度においては、新たに2件の手続が開始され、また、6件の手続が完了し環境配慮の徹底が図られました（表6-2-1）。

保全のために講じた措置等の結果について公表等を行う規定が盛り込まれています。また、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うとともに、平成18年に改正された事業の種類ごとの主務省令について確実な運用の実施に努めました。

さらに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の提供による環境影響評価の質及び信頼性の確保を目的として、これらの情報等を集積し、インターネット等を活用した国民や地方公共団体等への情報支援体制の整備を進めました。

#### (2) 環境影響評価の適切な運用への取組

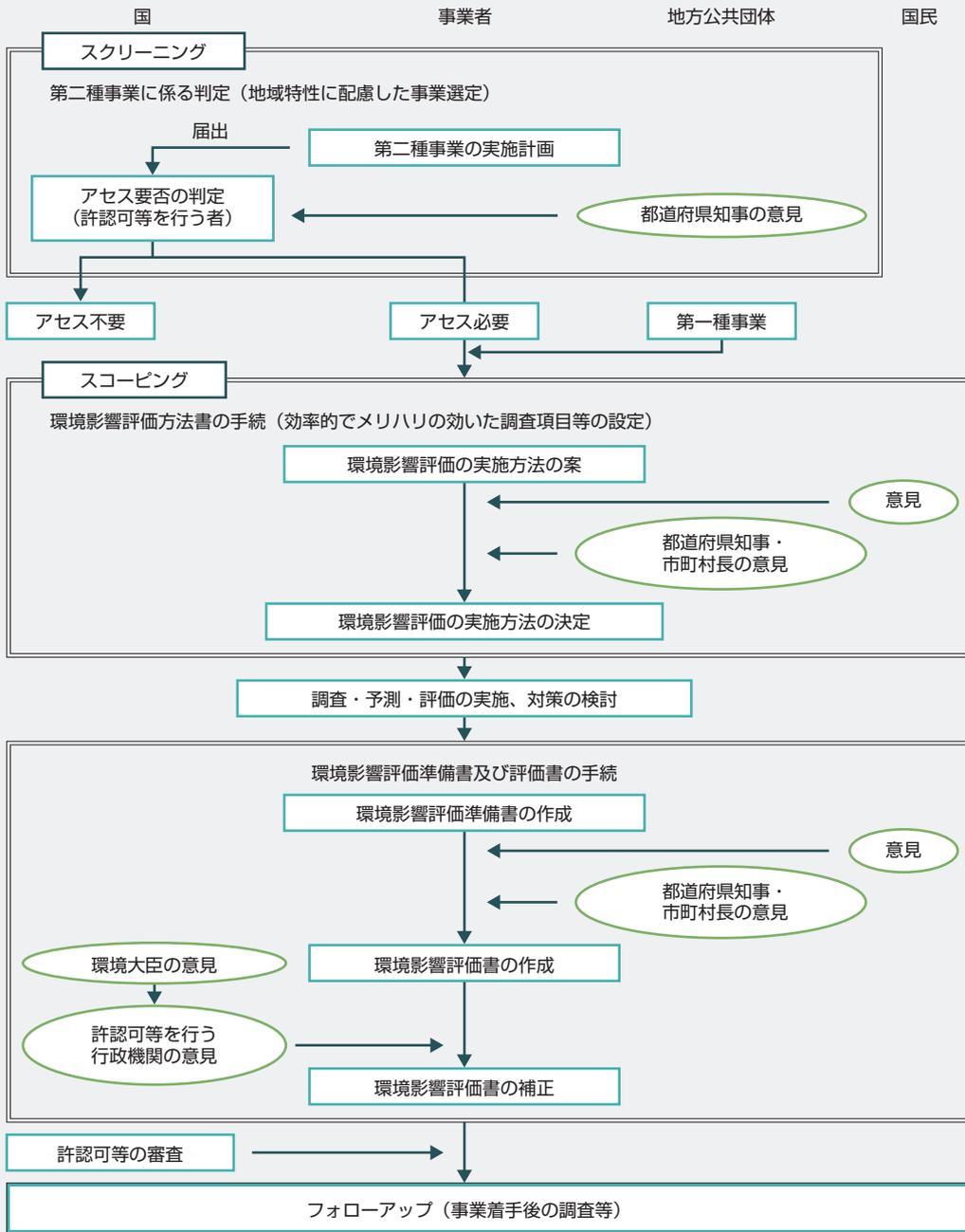
環境影響評価法の施行から10年が経過したことを踏まえ、中央環境審議会において「今後の環境影響評価制度の在り方について（中央環境審議会答申）」（平成22年2月）が取りまとめられ、本答申を踏まえた「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が平成22年3月に閣議決定され、国会に提出されました。法律案には、環境影響評価図書の電子縦覧を行う規定や環境

#### (3) 地方公共団体における取組

平成21年度末現在、ほぼすべての都道府県及び政令指定都市において環境影響評価条例が公布・施行され、さらに知事意見を述べる際の審査会等第三者機関への諮問や事業者への事後調査の義務付けを導入しています。

対象事業については環境影響評価法対象の規模要件を下回るものに加え、廃棄物処理施設やスポーツ・レクリエーション施設、畜産施設、土石の採取、複合事業なども対象としており、さらに環境基本法に規定さ

図6-2-1 環境影響評価法の手続の流れ



資料：環境省



第6章 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

表6-2-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

(平成22年3月末現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立	面整備	合計
手続実施	76 (54)	7 (7)	15 (11)	8 (8)	50 (38)	5 (4)	11 (8)	20 (11)	187 (137)
手続中	15 (15)	2 (2)	3 (2)	—	10 (10)	1 (1)	2 (1)	3 (2)	36 (33)
手続完了	52 (31)	5 (5)	10 (7)	7 (7)	36 (24)	4 (3)	8 (6)	14 (7)	132 (87)
手続中止	9 (8)	—	2 (2)	1 (1)	4 (4)	—	1 (1)	3 (2)	20 (18)
環境大臣意見 <sup>2</sup>	52 (31)	5 (5)	10 (7)	7 (7)	37 (25)	—	—	14 (6)	125 (81)

\* 1：括弧内は当初から法に基づく事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。  
 \* 2：特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。  
 \* 3：平成21年度に環境影響評価法第27条に基づく公告・縦覧が終了した事業は、都市計画道路1・3・2号酒田遊佐線、神戸国際港都建設計画道路1・3・6号大阪湾岸線西伸線、川崎発電リブレース計画(更新及び増設)、(株)トクヤマ徳山製造所東発電所第3号発電設備計画、姫路第二発電所(設備更新)、君津共同発電所6号機増設計画、川内原子力発電所3号機増設計画の7件。

資料：環境省

れている「環境」よりも広い範囲の「環境」の保全を目的とし、埋蔵文化財、地域コミュニティの維持、安全などについても評価対象にするなど、地域の独自性が発揮されています。

#### (4) 個別法等に基づく環境保全上の配慮

港湾法（昭和25年法律第218号）、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）等に基づいて行われる事業の認可、計画等の策定等に際し、環境保全の見地から検討を行いました。

## 第3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

### 1 調査研究及び監視・観測等の充実

#### (1) 研究開発の総合的推進

第3期科学技術基本計画（計画年度：平成18～22年度）において環境分野は、わが国の研究開発の重点推進4分野の一つとされています。この基本計画の下に策定された**分野別推進戦略**では、気候変動研究領域、水・物質循環と流域圏研究領域、生態系管理研究領域、化学物質リスク・安全管理研究領域、**3R**技術研究領域、**バイオマス**利活用研究領域の6つの研究領域が設定されています。また、それぞれの研究領域において重要な研究開発課題と集中投資すべき戦略重点科学技術が定められています。この推進戦略に基づき、環境分野の研究開発は、総合科学技術会議のリーダーシップの下、環境プロジェクトチームにおいて、府省間で連携をとり、学際的、総合的に推進を図りました。

また、**科学技術連携施策群**のテーマとして推進している「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」、「**ナノテクノロジー**の研究開発推進と社会受容に関する基盤開発」では、関係府省における施策の取組・連携状況の把握や、関係府省の連携を深めるための課題の実施などの活動を積極的に推進し、シンポジウムや成果報告会を開催しました。

さらに、長期戦略指針「イノベーション25」に基づき、社会還元加速プロジェクトのテーマの一つとして、「バイオマス資源の総合利活用」の推進を図りました。

また、環境研究・環境技術開発の推進戦略（中央環境審議会答申）について、その取組状況をフォローアップし、環境研究・技術開発施策に反映するとともに、次期戦略の検討を開始しました。

#### (2) 環境省関連試験研究機関における研究の推進

##### ア 独立行政法人国立環境研究所

国立環境研究所では、環境大臣が定めた5年間の第2期中期目標（平成18～22年度）と第2期中期計画に基づき、全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するため、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、①地球温暖化研究プログラム、②**循環型社会**研究プログラム、③**環境リスク**研究プログラム、④**アジア自然共生**研究プログラムの4つの重点研究プログラムを設定しており、中期計画の目標達成に向けて着実に研究を進展させました。

また、長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、基盤的な調査・研究を推進しました。

さらに、研究の効率的実施や研究ネットワークの形成に資するため、環境研究基盤技術ラボラトリーにおいて環境標準試料の作製、環境試料の長期保存（スベシメンバンキング）等を実施するとともに、地球環境の戦略的モニタリング等を実施し、知的研究基盤の整備を推進しました。

また、インターネット等を通じた環境の保全に関する国内外の資料の収集・整理及び提供により、国民等への適切な環境情報の提供を行いました。

##### イ 国立水俣病総合研究センター

**国立水俣病総合研究センター**では、水俣病発生の地に在る国の直轄研究機関としての使命を達成するため、平成19年度に実施した機関評価委員会で提言された①水銀研究拠点としての研究の推進、②研究成果を活用した情報発信、③研究成果を活用した水俣病被害地域への福祉的支援、④専門研究機関としての国際貢献

の4つの分野について研究及び業務を推進しました。

水俣病被害地域への福祉的支援としては、地域の社会福祉協議会等と協力して、「介護予防等在宅支援のための地域社会構築推進事業」を進め、高齢化する水俣病被害地域住民の日常生活の質の向上に貢献しました。また、特に研究課題の一つである「水銀研究拠点としての研究の推進」に関し、脳磁計を活用した臨床研究を地元医療機関との共同研究により開始しました。さらに、国内の研究機関等を対象とした公募による幅広い水銀研究を開始しました。

開発途上国に対しては、水銀分析技術移転のために研究者の派遣を積極的に行いました。また、国外の研究者を受け入れて、メチル水銀のヒトへの健康に及ぼす影響に関する共同研究や水銀分析技術を中心とした研修を実施し、WHO 研究協力センターとしての役割を果たしました。

併せて、これらの施策や研究内容について、ホームページ (<http://nimd.go.jp>) 上で具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

### (3) 公害防止等に関する調査研究等の推進

環境省に一括計上した平成 21 年度の関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費では、8 府省 24 試験研究機関等において、中長期にわたる環境観測、地方公共団体の試験研究機関の環境研究・技術開発ポテンシャル向上に寄与する研究、環境関連施策に寄与する研究等、合計 56 の試験研究課題を実施しました。

また、「環境研究・技術開発推進費」において、広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託し、環境研究・技術開発の推進を図りました。その内容は表 6-3-1 のとおりです。

### (4) 地球環境研究に関する調査研究等の推進

関係府省の国立試験研究機関、独立行政法人、大学、民間研究機関等広範な分野の研究機関、研究者の有機的連携の下、「**地球環境研究総合推進費**」により、学際的、国際的観点を重視しつつ地球環境研究を推進しました。関係行政機関等による中長期的視点から着実に推進すべき研究については、「地球環境保全試験研究費」により、地球温暖化の防止に資する研究を行いました。平成 21 年度に実施した主な調査研究は表 6-3-2 のとおりです。

### (5) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は**世界気象機関 (WMO)** の枠組みで地上及び高層の気象観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム (GCOS) の地上及び高層の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMO の計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、**温室効果ガス**など大気環境の観測については、(独) 国立環境研究所及び気象庁が、それぞれ沖縄県波照間島や東京都南鳥島等で温室効果ガスの測定を行っています。気象庁では WMO における**全球大気監視 (GAW) 計画**の一環として、温室効果ガス、**CFC** 等**オゾン層破壊物質**、**オゾン層**、有害紫外線等の定常観測、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海中の二酸化炭素等の定期観測、エーロゾルライダーを用いたエーロゾルの高度分布の測定を引き続き実施しました。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、**海洋地球研究船「みらい」**等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推進しました。第 51 次南極地域観測隊が昭和基地を中

表 6-3-1 環境研究・技術開発推進費に関する概要

研究開発領域	課題数	主な課題名
1. 戦略一般研究	20	揮発性有機化合物の低温完全燃焼を実現する新しい環境浄化触媒の開発、降雨に伴う流量増大時の栄養塩多量流入に対する内湾生態系の応答に関する研究、サロベツ湿原と稚咲内湖沼群をモデルにした湿原・湖沼生態系総合監視システムの構築 等
2. 戦略一般研究のうち地域枠	1	ゼオライトろ床と植栽を組み合わせた里川再生技術の開発
3. 戦略一般研究のうち若手研究枠	2	国内移殖による淡水魚類の遺伝子かく乱の現状把握および遺伝子かく乱侵攻予測モデルの構築 等
4. 戦略一般研究のうち総合的・統合的研究枠	1	福井県三方湖の自然再生に向けたウナギとコイ科魚類を指標とした総合的環境研究
5. 戦略一般研究のうち環境ナノテクノロジー研究枠	1	化学センシングナノ粒子創製による簡易型オールプリント水質検査チップの開発
6. 戦略一般研究のうちフィージビリティスタディ枠	3	有明海流域における溶存態ケイ素流入負荷量算定方法の開発、神経生理学に基づく騒音指標の開発と健康リスクの評価—覚醒反応と低周波音の知覚 等
7. 戦略指定研究	6	PTR-TOFMSを用いたディーゼル車排ガス中ニトロ有機化合物のリアルタイム計測、土壌無機汚染物質の迅速・低コスト分析システムの開発、クマ類の個体数推定法の開発に関する研究 等
(平成20年度からの継続課題)	32	次世代大気モニタリングネットワーク用多波長高スペクトル分解ライダーの開発、浚渫埋め戻し資材としての産業副産物の活用—住民合意を目安とした安全性評価に関する研究 等

資料：環境省



表6-3-2 平成21年度に実施した主な地球環境分野の調査研究

府 省 名	研 究 課 題
環 境 省	<p>[地球環境研究総合推進費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成層圏プロセスの長期変化の検出とオゾン層変動予測の不確実性評価に関する研究</li> <li>温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究</li> <li>東アジアにおける生態系の酸性化・窒素流出の集水域モデルによる予測に関する研究</li> <li>大型船舶のバラスト水・船体付着で越境移動する海洋生物の動態把握と定着の早期検出</li> <li>トキの野生復帰のための持続可能な自然再生計画の立案とその社会的手続き</li> <li>水・物質・エネルギーの「環境フลักス」評価による持続可能な都市・産業システム的设计</li> <li>環礁上に成立する小島嶼国の地形変化と水資源変化に対する適応策に関する研究</li> <li>アジア太平洋地域を中心とする持続可能な発展のためのバイオ燃料利用戦略に関する研究</li> </ul> <p>[地球環境保全試験研究費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アジア陸域炭素循環観測のための長期生態系モニタリングとデータのネットワーク化促進に関する研究</li> <li>チベット高原を利用した温暖化の早期検出と早期予測に関する研究</li> <li>タワー観測ネットワークを利用したシベリアにおけるCO<sub>2</sub>とCH<sub>4</sub>収支の推定</li> <li>アルボウイルス、水系細菌叢、媒介生物のモニタリングによる温暖化の影響評価に関する研究</li> <li>海洋表層CO<sub>2</sub>分圧観測データ利用促進と太平洋域の変動解析</li> <li>温暖化適応策導出のための長期森林動態データを活用した東アジア森林生態系炭素収支観測ネットワークの構築</li> </ul>
国 土 交 通 省	温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究（気象庁）

資料：環境省、国土交通省

心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球規模での環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3千個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「Argo計画」を推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気と海洋の相互関係をさらに精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による観測を継続し、関係機関と連携して植生把握などに関する利用実証実験を行いました。また、熱帯降雨観測衛星 (TRMM) 搭載のわが国の降雨レーダ (PR) や米国地球観測衛星 (Aqua) 搭載のわが国の改良型高性能マイクロ波放射計 (AMSR-E) から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、(独) 国立環境研究所及び (独) 宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである**温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)**を平成21年1月に打ち上げ、全球の温室効果ガス濃度分布の高精度かつ均一的な観測を目指して、初期機能確認等を行い、処理データの一般提供を開始しています。そのほかにも、気候変動予測精度の向上等へのさらなる貢献のため、降水、雲・エアロゾル、植生等の地球環境に関する全球の多様なデータの収集及び提供を目指し、地球観測衛星の研究開発を行いました。

地球温暖化対策に必要な観測を、統合的・効率的なものとするため、環境省と気象庁が共同で運営する「地

球観測連携拠点(温暖化分野)」の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進しました。

「地球観測システム構築推進プラン」では、競争的研究資金制度の下、地球観測システムの構築に貢献する研究開発等に効果的に取り組んでいます。本事業では、地球温暖化・炭素循環分野及びアジアモンスーン地球水循環・気候変動分野、対流圏大気変化分野における研究課題の実施を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成20年度は、海洋表層CO<sub>2</sub>分圧観測データ利用促進等をテーマとした2つの研究課題を開始しました。

平成21年度に実施した主な観測・監視は表6-3-3のとおりです。

## (6) 廃棄物処理等科学研究の推進

第3期科学技術基本計画の政策目標「環境と調和する**循環型社会**の実現」を目的として、競争的研究資金を活用し広く課題を募集し、平成20年度は、74件の研究事業及び6件の技術開発事業を実施しました。

研究事業については、「**3R**推進のための研究」、「**廃棄物系バイオマス**利活用推進のための研究」、「**循環型社会構築**を目指した社会科学的複合研究」、「**アスベスト問題解決**をはじめとした安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」、「**漂着ごみ問題解決**に関する研究」を重点テーマとし、廃棄物を取り巻く諸問題の解決とともに循環型社会の構築に資する研究を推進しました。特に、「**3R**推進のための研究」においては、効果的な**3R**実践のための技術や社会経済システム的设计による**脱物質化・低炭素社会**の実現に貢献するた

表6-3-3 平成21年度に実施した主な地球環境分野の観測・監視

府 省 名	研究課題
環 境 省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間航空機を活用したアジア太平洋域上空における温室効果気体の観測に関する研究</li> <li>・アジア・オセアニア域における微量温室効果ガスの多成分長期観測</li> <li>・海洋温暖化および酸性化影響評価のためのサンゴ連携モニタリングに関する研究</li> <li>・吸収性エアロゾルが大気・雪氷面の放射過程に与える影響のモニタリングに関する研究</li> <li>・東アジアにおけるハロカーボン排出実態解明のための高頻度・高精度モニタリング研究</li> <li>・二酸化炭素の全球収支解明のための大気中酸素および炭素同位体の長期観測研究</li> </ul>
国 土 交 通 省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染の調査（海上保安庁）</li> <li>・西太平洋海域共同調査（海上保安庁）</li> <li>・日本海洋データセンターの運営（海上保安庁）</li> <li>・大気及び海洋バックグラウンド汚染観測業務（気象庁）</li> <li>・オゾン層及び紫外域日射観測（気象庁）</li> <li>・温室効果ガス世界資料センターの運営（気象庁）</li> </ul>

資料：環境省、国土交通省

め、「3R 実践のためのシステム分析・評価・設計技術」についてトップダウン方式による研究を行いました。技術開発事業については、「廃棄物系バイオマス活用技術開発」、「アスベスト廃棄物の無害化処理に関する技術開発」、「廃炉解体工事の低コスト化のための技術開発」、「漂着ごみ問題解決に関する技術開発」、「3R・エネルギー回収の高度化技術」を重点テーマに掲げ、次世代を担う廃棄物処理等に係る技術の開発を図りました。

### (7) 環境保全に関するその他の試験研究

内閣府では、環境施策において、「ハイブリッド型統合勘定」をより活用するための経済分析モデルの検討を行いました。

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、**プロファイル信号制御方式**による信号制御高度化モデル事業を実施しました。

総務省では、(独)情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測する GPM 搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダー技術、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセンシングネットワーク技術、天候等に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発、農林水産業における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術の開発及び影響評価や生産現場において短期的に解決すべき生産安定技術の開発、eDNA（土壌より直接抽出した DNA）解析により土壌の生物性を評価する技術の開発を引き続き推進しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発や微生物群の制御等による産業廃水等の高効率バイオ処理技術の高度化を実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産業利用のための**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）**の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を実施しました。

循環型社会の構築に向け、「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）」等において開発された、下水汚泥の有効利用に係る技術の普及を推進しました。国交省では、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、さまざまな対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の実用化や、地球温暖化対策に資する CO<sub>2</sub> の吸収量算定手法の開発等を実施しました。また、船舶による大気汚染の防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれる NO<sub>x</sub> 等を大幅削減する環境にやさしい船用エンジンの実用化に向けて、排出ガス後処理装置（SCR 触媒）及び燃料噴射系の改良等の研究開発を実施しました。



## 2 技術の振興

### (1) 環境技術の開発支援

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）」において、リチウムイオン二次電池（2010年に市場投入される電気自動車に搭載）や、低コストな球状シリコン太陽電池の開発などを実施しました。また、製品開発段階に移行した温暖化対策技術の市場投入を促進するための支援も併せて行い、全体で37件の技術開発事業を実施しました。

省エネルギー、**新エネルギー**、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を推進するとともに、分離回収したCO<sub>2</sub>を地中（地下1,000 m程度）へ貯留する二酸化炭素回収・貯留（**CCS**）の技術開発を実施しました。

先進的な環境技術の普及を図る「**環境技術実証事業**」では、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）など9分野で対象技術の環境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術

について、成果を発表し、技術の普及を図るため、ホームページや展示会での紹介を行いました。

地方公共団体の環境測定分析機関等を対象として、各分析機関における環境測定分析技術の向上を図る契機とし、信頼性の確保に資する観点から、基本精度管理調査（模擬排水試料（**COD**、全窒素及び硝酸性窒素）、廃棄物（**ばいじん**）試料（溶出操作、重金属類）と高等精度管理調査（廃棄物（**ばいじん**）試料（**ダイオキシン類**）、模擬大気試料（**揮発性有機化合物**））を実施しました。

### (2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

**バイオレメディエーション**事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、制度の適切な運用を行うとともに、同指針に基づき事業者から提出された2件の浄化事業計画につき、同指針に適合している旨の確認を行いました。

## 3 国における基盤整備等

大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトの推進や科学研究費補助金による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。

また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

さらに、**大気粉じん**等の環境試料や絶滅のおそれのある生物の細胞・遺伝子を長期保存し、環境研究の知的基盤としていくための「環境試料タイムカプセル化事業」を実施しました。

## 4 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

地域の産学官連携による「環境技術開発基盤整備モデル事業」を創設し、地域で不足する情報交換体制及びネットワークの強化を図り、地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を推進しました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。

## 5 成果の普及等

地球環境保全等試験研究費のうち公害防止等試験研究費、環境研究・技術開発推進費に係る研究成果については、環境保全研究成果発表会、環境保全研究成果集等により公開し、行政機関、民間企業へ普及を図りました。

**循環型社会**形成推進科学研究成果については、廃棄物処理技術情報ホームページにおいて公開しているほか、「循環型社会形成推進研究発表会」により、優良なものについては、研究発表会を開催する等、積極的に成果の普及を図りました

地球環境研究についても、**地球環境研究総合推進費**ホームページにおいて、研究成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化の日本への影響～現状と将来予測、その対策と賢い適応へ向けて～」と題した一般公開シンポジウムを開催し、最新の研究成果

を交えながら紹介しました。

地球温暖化対策技術開発事業についても、ホームページにおいて成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化対策技術開発成果発表会」を開催し、一般向けに広く情報提供を行いました。

## 第4節 環境情報の整備と提供・広報の充実

### 1 環境情報の体系的な整備と提供

#### (1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ホームページをはじめとする情報提供サイトにおいて、提供情報の分かりやすさと利便性の向上のためのデザイン統一化、ウェブコンテンツJISへの対応、外国語による提供等を行いました。

「環境・循環型社会・生物多様性白書（以下、「白書」という。）」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」、小中学生向けの概要版「子ども環境白書」を作成、発行するとともに、全国9か所での「白書を読む会」の開催により、白書の内容を広く普及することに努めました。平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで行われた気候変動枠組条約COP15では、英語版の白書を配布しました。また、白書の表紙絵を描くことを通じて環境保全についての意識啓発を図るため、「白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を作成しました。

昨年度策定した環境情報戦略については、中央環境審議会総合政策部会に設置された環境情報専門委員会における議論を踏まえつつ、国の環境政策に係る情報ポータルサイトの作成及び海外に対する情報発信の強化策の検討等を行いました。

環境の状況等を地理情報システム（GIS）を用いて提供する「**環境GIS**」を整備・運用し、インターネットにより情報提供しました。

河川水質を [1] 人と河川の豊かなふれあいの確保、[2] 豊かな生態系の確保、[3] 利用しやすい水質の確保の視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に基づき、平成21年度に全国で一般市民の参加を得て調査を実施しました。

また、港湾など海域における環境情報を、より多様

な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

生物多様性に関する情報については、**自然環境保全基礎調査**や**モニタリングサイト1000**などの成果を「**生物多様性情報システム（J-IBIS）**」等において、提供しました。

「**インターネット自然研究所**」において、国立公園のライブ映像をはじめとして、自然環境保全に関する各種情報の提供を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

#### (2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ（<http://www.geic.or.jp/geic/>）やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」（<http://plaza.geic.or.jp/>）により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

また、企業とNPOとの連携による地域の環境保全を進めるため、「企業、NPO、そして地域が喜ぶ地域環境パートナーシップの成功に向けて（ポイント集）」を作成しました。

さらに、パートナーシップによる持続可能な地域づくりを支援するため「協働による持続可能な地域づくりのための手法・ツール集」の作成を行いました。



## 2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ホームページによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」をはじめとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、

環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人・団体に対し、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

地域の問題から地球環境問題まで幅広い環境問題について、大臣と国民との直接対話を実施しました。

環境省ホームページにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

## 第5節 地域における環境保全の推進

### 1 地域における環境保全の現状

#### (1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、国立公園の保護・管理、外来生物対策など、地域の実情に応じた環境施策を展開しました。

#### (2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

全国の地方公共団体の環境関連情報を提供するウェブサイト「地域環境行政支援情報システム(知恵の環)(<http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/index.html>)」の運営を行ったほか、地方公共団体向けに環境省の環境保全施策に関する情報提供を行うメールマガジンの発行を行いました。

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、ビデオ、学校教育用副読本等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保

全実践活動への支援等が行われました。

#### (3) 地方公共団体の環境保全施策

平成19年度において、地方公共団体が支出した公害対策経費(地方公営企業に係るものを含む)は、2兆7,514億円(都道府県6,521億円、市町村2兆993億円)となっています。これを前年度と比べると、2,025億円(都道府県79億円、市町村1,946億円)、6.9%の減となっています(表6-5-1)。

公害対策経費の内訳を見ると、公害防止事業費が2兆4,096億円(構成比87.6%)、次いで一般経費(人件費等)が1,880億円(同6.8%)等となっています。さらに、公害防止事業費の内訳を見ると、下水道整備事業費が2兆57億円で公害対策経費の72.9%と最も高い比率を占めており、次いで廃棄物処理施設整備事業費が2,915億円(構成比10.6%)となっています。

表6-5-1 地方公共団体公害対策決算状況(平成20年度)

区 分	平成20年度決算額						平成19年度決算額						増減 (A)-(B)	伸び率 (A)/(B)
	都道府県		市町村		計(A)		都道府県		市町村		計(B)			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
1 一般経費	948	15.3	915	4.6	1,863	7.1	948	14.5	932	4.4	1,880	6.8	▲17	▲0.9
2 公害規制及び調査研究費	194	3.1	180	0.9	374	1.4	201	3.1	187	0.9	388	1.4	▲14	▲3.6
3 公害防止事業費	4,703	75.7	18,239	90.9	22,942	87.3	5,026	77.1	19,071	90.8	24,096	87.6	▲1,154	▲4.8
(主な内訳) 下水道整備	3,785	61.0	15,267	76.1	19,053	72.5	3,949	60.6	16,108	76.7	20,057	72.9	▲1,004	▲5.0
廃棄物処理施設整備	252	4.1	2,528	12.6	2,780	10.6	429	6.6	2,486	11.8	2,915	10.6	▲135	▲4.6
4 公害健康被害補償経費	85	1.4	546	2.7	631	2.4	69	1.1	581	2.8	650	2.4	▲19	▲2.6
5 その他	210	3.4	159	0.8	369	1.4	276	4.2	223	1.1	499	1.8	▲130	▲26.1
合 計	6,209	100.0	20,056	100.0	26,265	100.0	6,521	100.0	20,993	100.0	27,514	100.0	▲1,249	▲4.5

注1：都道府県と市町村間における補助金、負担金等の重複は控除している。  
注2：端数処理の関係で合計数値が合わないことがある。

## 2 持続可能な地域づくりに関する取組

集約型・低炭素型の都市の構築など、環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、公共交通の利用促進や風の通り道等の自然資本の活用など、面的な対策を推進するために39地域におけるシミュレーション及び計画策定の支援と、7地域における事業の実施に対する補助を行いました。平成21年度からは、都市再開発において、対策効果の評価などを通じて先進的な取組を推進するためのモデル事業を4地域で実施しました。また、地域における環境保全などの社会的な事業（環境コミュニティ・ビジネス）を促進するため、市民出資・市民金融の効果的・自立的運営を促すマニュアルを作成し、経済的インセンティブ及び人材育成のあり方について検討を行いました。さらに、地域発での環境と経済の好循環の創出を図るモデル事業の評価

を実施しました。

地球環境問題から廃棄物・リサイクル対策まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、住民、企業等との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に、環境大臣による「循環・共生・参加まちづくり表彰」を行っています。平成21年度は、地方公共団体8団体を表彰しました。

特別な助成を行う先導型再開発緊急促進事業によって、省エネルギー化等を図った施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。また、「環境共生住宅市街地モデル事業」によって、環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備に対し支援を行いました。

## 3 公害防止計画

**公害防止計画**は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しい、又は、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要がある地域について公害の防止を目的として策定される地域計画で、全国30地域で策定されています。

地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業については、公害の防止に関する事業に

係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づいて、国の負担又は補助の割合のかさ上げ等、国が財政上の特別措置を講じています。

現行の公害防止計画は、平成22年度末で終了することとなっていることから、今後の制度のあり方について検討を行いました。

# 第6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

## 1 健康被害の救済及び予防

### (1) 公害健康被害の補償・予防等

#### ア 大気汚染系疾病

##### (ア) 既被認定者に対する補償給付等

**公害健康被害の補償等に関する法律**（昭和48年法律第111号。以下「**公健法**」という。）に基づき、従来どおり被認定者に対し、①認定の更新、②補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当並びに葬祭料）、③公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業（新型イ

ンフルエンザ予防接種を含む）等）を実施しました。平成21年12月末現在の被認定者数は43,135人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者の認定は行われていません（表6-6-1）。

##### (イ) 公害健康被害予防事業の実施

(独) 環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- ① 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、大気汚染防止推進月間等のキャンペーン、ぜんそく等の予防、回復等のためのパンフレットの作成、ぜんそくの専門医による電話相談事業等を行うとともに、公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。



表6-6-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

(平成21年12月末現在)

区 分	地 域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数	
旧第一種地域 慢性気管支炎 気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎 及び 肺気しゅ並びにこ れらの続発症  非特異的疾患	千葉市 南部臨海 地域	千葉市	昭和49年11月30日	319	
	東京都 千代田区 全域	千代田区	昭和49年11月30日	144	
	〃 中央区 〃	中央区	昭和50年12月19日	226	
	〃 港区 〃	港区	昭和49年11月30日	393	
	〃 新宿区 〃	新宿区	〃	1,084	
	〃 文京区 〃	文京区	〃	457	
	〃 台東区 〃	台東区	昭和50年12月19日	450	
	〃 品川区 〃	品川区	昭和49年11月30日	859	
	〃 大田区 〃	大田区	〃	1,907	
	〃 目黒区 〃	目黒区	昭和50年12月19日	536	
	〃 渋谷区 〃	渋谷区	昭和49年11月30日	527	
	〃 豊島区 〃	豊島区	昭和50年12月19日	650	
	〃 北区 〃	北区	〃	1,067	
	〃 板橋区 〃	板橋区	〃	1,631	
	〃 墨田区 〃	墨田区	〃	616	
	〃 江東区 〃	江東区	昭和49年11月30日	1,403	
	〃 荒川区 〃	荒川区	昭和50年12月19日	739	
	〃 足立区 〃	足立区	〃	1,688	
	〃 葛飾区 〃	葛飾区	〃	1,106	
	〃 江戸川区 〃	江戸川区	〃	1,601	
	東京都計				17,084
	横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	昭和47年2月1日	493	
	川崎市 川崎区・幸区	川崎市	昭和44年12月27日	1,711	
	〃 〃 〃	〃	昭和47年2月1日	〃	
	〃 〃 〃	〃	昭和49年11月30日	〃	
	富士市 中部地域	富士市	昭和47年2月1日	447	
	〃 〃 〃	〃	昭和52年1月13日	〃	
	名古屋市 中南部地域	名古屋市	昭和48年2月1日	2,294	
	〃 〃 〃	〃	昭和50年12月19日	〃	
	〃 〃 〃	〃	昭和53年6月2日	〃	
	東海市 北部・中部地域	愛知県	昭和48年2月1日	394	
	四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和44年12月27日	462	
	〃 〃 〃	〃	昭和49年11月30日	〃	
〃 〃 〃	〃	昭和50年12月19日	〃		
大阪市 全 域	大阪市	昭和44年12月27日	7,563		
〃 〃 〃	〃	昭和49年11月30日	〃		
〃 〃 〃	〃	昭和50年12月19日	〃		
豊中市 南部地域	豊中市	昭和48年2月1日	219		
吹田市 南部地域	吹田市	昭和49年11月30日	227		
守口市 全 域	守口市	昭和52年1月13日	1,272		
東大阪市 中西部地域	東大阪市	昭和53年6月2日	1,411		
八尾市 中西部地域	八尾市	〃	818		
堺市 西部地域	堺市	昭和48年8月1日	1,859		
〃 〃 〃	〃	昭和52年1月13日	〃		
神戸市 臨海地域	神戸市	〃	874		
尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	昭和45年12月1日	2,245		
〃 〃 〃	〃	昭和49年11月30日	〃		
〃 〃 〃	〃	昭和50年12月19日	〃		
倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和50年12月19日	1,403		
玉野市 南部臨海地域	岡山県	〃	40		
備前市 片上湾周辺地域	〃	〃	53		
北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48年2月1日	967		
大牟田市 中部地域	大牟田市	昭和48年8月1日	980		
計			43,135		
第一種地域特異的疾患	水俣病 阿賀野川 下流地域	新潟県	昭和44年12月27日	90	
	〃 〃 〃	新潟市	〃	130	
	〃 水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	〃	163	
	〃 〃 〃	熊本県	〃	415	
	イタイイタイ病 神通川 下流地域	富山県	〃	5	
	慢性砒素中毒症 島根県 笹ヶ谷地区	島根県	昭和49年7月4日	3	
	〃 宮崎県 土呂久地区	宮崎県	昭和48年2月1日	51	
計			857		
合 計				43,992	

注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。  
資料：環境省

② 地方公共団体等に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜんそく等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、ぜんそくキ

ャンプ、水泳教室等の機能訓練、最新規制適合車の導入等を推進しました。

## イ 水俣病

## (ア) 水俣病被害の救済

## a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に発見されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ(株)、昭和電工(株)の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、現在、**公健法**に基づき行われており、平成22年3月末までの被認定者は、2,967人(熊本県1,780人、鹿児島県491人、新潟県696人)で、このうち生存者は、789人(熊本県410人、鹿児島県163人、新潟県216人)となっています。

## b 平成7年の政治解決

公健法及び平成4年から開始した水俣病総合対策事業(水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する医療事業等)による対応が行われる一方で、公健法の認定を棄却された者による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党(自由民主党、日本社会党及び新党さきがけ)により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。同年12月までに、被害者団体と企業(チッソ(株)及び昭和電工(株))はこの解決策を受入れ、当事者間で解決のための合意が成立しました。

また、この関係当事者間の合意を踏まえ、平成7年12月に「水俣病対策について」が閣議了解され、国

及び関係県は、この閣議了解に基づき医療事業の申請受付の再開(受付期間 平成8年1月～同年7月)等の施策を実施しました。なお、医療事業において、医療手帳(療養手帳を名称変更)の交付の対象とならなかった者であっても一定の神経症状を有する者に対して、保健手帳を交付し、医療費等を支給することになりました。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。関西訴訟については、16年10月に、最高裁判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高裁判決が是認されました(表6-6-2)。

## (イ) 水俣病対策をめぐる現状

## a 今後の水俣病対策について

平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています(図6-6-1)。

- ① 医療事業について、高齢化の進展等を踏まえ、拡充を図りました。また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開しました。
- ② 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者をはじめとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策に取り組んでいます。

## b 認定申請等の増加

平成16年の関西訴訟最高裁判決後、22年3月末現

表6-6-2 水俣病関連年表

昭和31年	5月	水俣病公式確認
昭和34年	3月	水質二法施行
昭和40年	5月	新潟水俣病公式確認
昭和42年	6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴(46年9月原告勝訴判決(確定))
昭和43年	9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ(株)及び昭和電工(株)の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
昭和44年	6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴(48年3月原告勝訴判決(確定))
昭和44年	12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(救済法)」施行
昭和48年	7月	チッソ(株)と患者団体との間で補償協定締結(昭和電工(株)と患者団体との間は同年6月)
昭和49年	9月	「公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)」施行
平成3年	11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
平成7年	9月	与党三党「水俣病問題の解決について」(最終解決策)決定
	12月	「水俣病対策について」閣議了解
平成8年	5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ(関西訴訟のみ継続)
平成16年	10月	水俣病関西訴訟最高裁判決(国・熊本県の敗訴が確定)
平成17年	4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
	5月	新潟水俣病公式確認40年
平成18年	5月	水俣病公式確認50年
平成21年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布

資料：環境省



図6-6-1 水俣病被害対策の概要



写真6-6-1 水俣病犠牲者慰霊式にて祈りの言葉を捧げる鳩山総理大臣



写真提供：水俣市

30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。44年12月、神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法により第二種地域に指定されました。平成21年12月末現在の公健法の被認定者数は5人（認定された者の総数195人）です。また、富山県は指定地域における要観察者1人（21年12月末現在）について経過を観察しています。

## 工 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び鳥根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、平成21年12月末現在の公健法の被認定者数は、土呂久地区で51人（認定された者の総数181人）、笹ヶ谷地区で3人（認定された者の総数21人）となっています。

### (2) アスベスト（石綿）健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、①ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、②予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、③現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非は無い

在で7,806人（保健手帳の交付による取り下げ等を除く。）の公健法の認定申請が行われ、また、27,069人に新たに保健手帳が交付されています。さらに、新たに国賠訴訟が6件提起されています。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、民主党、自民党、公明党の三党の合意により、7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）」が成立し、公布・施行されました。その後、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、平成22年3月に熊本地方裁判所から提示された所見を、原告及び被告の双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。さらに4月には、水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針を閣議決定しました。

5月1日には、水俣病犠牲者慰霊式に鳩山総理大臣が歴代総理大臣として初めて出席し、祈りの言葉を捧げました。さらに同日、救済措置の方針に基づく給付申請の受付を開始しました。（写真6-6-1）

### （ウ）普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

## ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和

にもかかわらず、何の補償も受けられないままにお亡くなりになる方がいることなどの特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）が平成18年3月に施行されました。

石綿救済法に基づく救済制度はおおむね順調に施行されてきましたが、一方で、中皮腫の診断の困難さにより、発症後相当期間経ってからの申請例や生前に申請できない例が存在するなど、制定当時には想定していなかった課題が明らかとなり、また、特別遺族弔慰金等の請求期限も迫るなど救済の観点から対応が必要と考えられるようになりました。そこで、これらの課題に対応する改正石綿救済法案が議員提案により第169回国会に提出され、成立し、平成20年12月1日より施行されました。

平成21年10月26日、環境大臣は中央環境審議会へ対し、①「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」及び②「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」を諮問しました。同年11月27日から環境保健部会石綿健康被害救済小委員会を開催し、まずは①について審議を行っています。救済給付に係る申請等については、21年度末時点で8,673件を受け付け、うち5,892件が認定、1,208件が不認定とされています。

### (3) 環境保健に関する調査研究

#### ア 環境保健施策基礎調査等

##### (ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため、引き続き、全国39地域で3歳児及び6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。

幹線道路沿道の局地的な大気汚染と呼吸器疾患との関連を調べるため、局地的な大気汚染と健康影響に関する大規模な疫学調査「そら（SORA）プロジェクト」として、引き続き学童コホート調査、幼児症例対照調査、成人を対象とした疫学調査を実施しました。

その他、(独)環境保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

##### (イ) 新たな環境要因による健康影響に関する調査研究

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観

測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。スギ・ヒノキ花粉総飛散量予測及び花粉終息予測等の公表並びに花粉症と環境因子に関する調査研究を実施しました。また、これまでの調査研究の成果等を取りまとめ、花粉症のメカニズムや対策、保健指導のあり方等を盛り込んだ環境保健マニュアルを作成し、その普及に努めました。さらに、「**花粉観測システム（愛称：はなこさん）**」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ホームページ上でリアルタイムで公開しています(<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/index.html>)。

黄砂の健康影響については、引き続き情報収集に努めるとともに、疫学調査を実施し、健康影響の評価・検討を行いました。また、高温熱環境等の健康影響に関しては「熱中症環境保健マニュアル」及び「紫外線環境保健マニュアル」を作成し、その普及に努めました。

#### イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀の毒性メカニズム、低濃度メチル水銀へのばく露による健康影響等、いまだ十分に解明されていない課題に対応するため、基礎的研究及び応用的研究の推進、情報収集・整理等により、水俣病やメチル水銀に関する最新の知見の収集に努めました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを引き続き実施し、その究明に努めました。また、神通川流域住民健康調査の平成19年度分までのデータ解析を行い、取りまとめた結果を平成21年8月に公表しました。

#### ウ 石綿による健康被害に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があるため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域等、兵庫県尼崎市、奈良県、北九州市門司区及び佐賀県鳥栖市の7地域において、健康リスク調査として、住民を対象とした問診、胸部エックス線及びCT検査を実施し、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行いました。また、石綿救済法に基づく被認定者に関する医学的所見やばく露状況の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。



表6-6-3 平成21年中に公害等調整委員会に係属した事件

調停事件	① 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	1件
	② 医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	1件
	③ 成田国際空港航空機騒音調停申請事件	1件
責任裁定事件	① 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	2件
	② 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1件
	③ 八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	2件
	④ 港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	1件
	⑤ 高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	1件
	⑥ さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1件
	⑦ 東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	1件
	⑧ 足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	1件
	⑨ 横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件	1件
	⑩ 小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件	1件
	⑪ 高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	1件
	⑫ 北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	2件
	⑬ 横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	1件
	⑭ 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1件
	⑮ 播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	1件
	⑯ 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1件
	⑰ 新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件	1件
	⑱ 入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	1件
	⑲ 渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1件
	⑳ 熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1件
原因裁定事件	① 茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1件
	② 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	1件
	③ 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1件
	④ 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	1件
	⑤ 札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件	1件
	⑥ 相模原市における振動被害原因裁定申請事件	1件
	⑦ 鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2件
	⑧ 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1件
	⑨ 三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1件
	⑩ 神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件（平成21年（ゲ）第6号）	1件
	⑪ 静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2件
	⑫ 神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件（平成21年（ゲ）第8号）	1件
	⑬ 熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	2件
	⑭ 横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1件
	⑮ 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1件
	⑯ 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	1件
義務履行 勧告事件	① 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1件
	② 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1件

## 2 公害紛争処理等

### (1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病や**イタイイタイ病**のような事件）や広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）などについて、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

#### ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成21年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は28件で、これらに前年から繰り越された19件を加えた計47件（調停事件3件、責任裁定事件23件、原因裁定事件19件、義務履行勧告事件2件）が21年中に係属しました。その内訳は、表6-6-3のとおりです。このうち21年中に終結した事件は14件で、残り33件が22年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「港区における**粉じん**等財産被害責任裁定申請事件」があります。この事件は、建設会社（被申請人）が絨毯販売会社（申請人）に隣接する土地で施工した建設工事に起因する騒音、振動及び粉じんにより商品の汚染、来客数減による売上高減少の被害を被ったとして、損害賠償の支払を求めたもので、公害等調整委員会は、6回の審問期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、申請を棄却する裁定を行いました。

#### イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成21年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は42件で、これに前年から繰り越された44件を加えた計86件（調停事件84件、義務履行勧告申出事件2件）が21年中に係属しました。このうち21年中に終結した事件は46件で、残り40件が22年に繰り越されました。

#### ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村や弁護士会、法テラスに情報提供を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処

理関係ブロック会議等を開催し、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めました。

### (2) 公害苦情の処理状況

#### ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

#### イ 公害苦情の受付状況

平成20年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は86,236件で、前年度に比べ5,534件減少しました（対前年度比6.0%減）。このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は59,703件で、前年度に比べ4,826件減少しました（対前年度比7.5%減）。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は26,533件で、前年度に比べて708件減少しました（対前年度比2.6%減）。種類別に見ると、廃棄物投棄が13,480件（典型7公害以外の苦情件数の50.8%）で、前年度に比べて31件減少（対前年度比0.2%減）、その他（日照不足、通風妨害、夜間照明など）が13,053件で、前年度に比べて677件減少しました（対前年度比4.9%減）。

#### ウ 公害苦情の処理状況

平成20年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、39,350件（71.1%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

#### エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導などを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談研究会及び公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。



表6-6-4 環境犯罪の法令別検挙件数の推移（平成17年～平成21年）

(単位：件)

区分	年次	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総数		5,541	6,715	7,435	7,386	7,338
廃棄物処理法		5,039	5,918	6,709	6,686	6,504
水質汚濁防止法		6	5	10	5	13
その他 <sup>(注1)</sup>		496	792	716	695	821

注1：その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。  
資料：警察庁

表6-6-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数（平成21年）

(単位：件)

区分	態様	不法投棄	委託違反 <sup>(注1)</sup>	無許可処分 <sup>(注2)</sup>	その他	計
総数		3,646	105	57	2,696	6,504
産業廃棄物		437	105	38	915	1,495
	一般廃棄物	3,209	0	19	1,781	5,009

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2：廃棄物の無許可収集運搬業、同処分業及び同処理施設設置を示す。

資料：警察庁

表6-6-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（平成21年）

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8,292	4,958	2,944	7,902	62.7
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	622	349	274	623	56.0
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	518	150	342	492	30.5
動物の愛護及び管理に関する法律	40	20	24	44	45.5
軽犯罪法（1条14号、27号）	20	6	15	21	28.6
水質汚濁防止法	33	18	24	42	42.9
その他	163	97	96	193	50.3
合計	9,688	5,598	3,719	9,317	60.1

注：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員) × 100による。

資料：法務省

### 3 環境犯罪対策

#### (1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に**産業廃棄物**の不法投棄事犯等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進しました。平成21年中に検挙した環境犯罪の検挙件数は7,338件(20年中は7,386件)で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙件数の推移は、表6-6-4のとおりです。

#### (2) 廃棄物事犯の取締り

平成21年中に**廃棄物処理法**違反で検挙された6,504件(20年中は6,686件)の態様別検挙件数は、表6-6-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が56.1%(20年中は57.8%)、また、産業廃棄物事犯が23.0%(20年中は23.5%)を占めています。

#### (3) 水質汚濁事犯の取締り

平成21年中の**水質汚濁防止法**違反に係る水質汚濁事犯の検挙件数は13件(20年中は5件)でした。

表6-6-7 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	合計	
平成17年	7,223 (100)	4,794	2,259	7,053	68.0
平成18年	8,434 (117)	5,528	2,582	8,110	68.2
平成19年	9,660 (134)	6,158	3,109	9,267	66.5
平成20年	9,739 (135)	5,994	3,494	9,488	63.2
平成21年	9,688 (134)	5,598	3,719	9,317	60.1

注1：( )内は、平成17年を100とした指数である。

注2：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員) × 100による。  
資料：法務省

#### (4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成21年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-6-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の8,292人が最も多く、全体の約85.6%を占め、次いで、**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律**違反(622人)となっています。処理人員は、起訴が5,598人、不起訴が3,719人となっており、起訴率は約60.1%となっています。起訴人員のうち公判請求は492人、略式命令請求は5,106人となっています。最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-6-7のとおりです。21年中の通常受理人員は9,688人で、前年より51人減少しています。

## 第7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

### 1 環境教育・環境学習の推進

**環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律**（平成15年法律第130号）及び同法に基づく基本方針に基づき、人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行うとともに「21世紀環境教育プラン～いつでも（Anytime）、どこでも（Anywhere）、誰でも（Anyone）環境教育AAAプラン～」として、関係府省が連携して、家庭、学校、地域、企業等における生

涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することが重要であり、表6-7-1をはじめとした環境教育・環境学習に関する各種施策を実施しました。

また、愛知県名古屋市において開催した第10回日中韓環境教育ワークショップ・シンポジウムにおいては、「産学官民連携と高等教育機関の環境リーダー育成」をテーマに意見交換を行いました。

### 2 環境保全活動の促進

#### (1) 民間団体等による環境保全活動の促進

##### ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

事業者や市民が行う環境保全活動に対して助言・指導を行う**環境カウンセラー**を平成21年度までに4,599名登録し、インターネット上で公開しました。また、地域環境保全基金等による地方公共団体の環境保全活動促進施策を支援するため、関連する情報の収集、提供等を行いました。

地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、21年度の助成については、508件の助成要望に対し、168件、総額約5.5億円の助成決定が行われました（表6-7-2）。

さらに、森林ボランティアをはじめとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の基金を活用した活動を推進しました。

##### イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業により開設している「地球環境パートナーシッププラザ」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるための行政職員等を対象としたワークショップやセミナー、市民

や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。また、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7か所）に設置しています。

また、NGO/NPOや企業からのすぐれた政策提言を環境政策に反映することを目的に環境政策提言を募集し、発表の場として「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催するとともに、実現可能性のある提案を対象として調査を実施しました。さらに、国際的に環境協力を行っているNGO間の連携を強化するため、平成21年度には持続可能な開発の実現に向けた3回のNGO連携連絡会合と、名古屋で開催される**生物多様性条約第10回締約国会議**に向け連携を促進する2回の研究会を行いました。

#### (2) ライフスタイルの変革に向けた取組

環境と調和した国民生活の促進のため、省資源・省エネルギーに関し、各種の普及啓発活動等を実施しました。また、マイバッグを持参する、過剰包装を避ける、詰め替え商品を選ぶなど日常の買い物におけるごみの減量化や省資源化を進めるため、消費者に対して環境にやさしい買い物の実践を呼び掛けるキャンペーンを、全国のコンビニエンスストア、スーパー、生活協同組合、百貨店、商店街等の協力を得ながら都道府県等と共同で実施しました。他に、環境省との共催事業として、平成20年度に実施したマイバック環境大臣賞の応募作品を、全国各地の地方公共団体や市民団体等が開催した環境イベント等で展示し、地域でのレジ袋削減の取組を推進しました。



表6-7-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	水俣病経験の普及啓発セミナー	環境省	小・中・高等学校の先生、環境・教育を学ぶ学生等を中心に、NPOや環境に興味のある一般市民を対象とする水俣病経験の普及啓発セミナーを実施。
	アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	環境省	平成19年度に策定した「アジア環境人材育成ビジョン」に基づき、アジアの環境人材を育成するため、産官学民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる教育プログラムの開発及びアジア環境大学院ネットワーク（ProSPER.NET）の構築の取組を行った。
	森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	農林水産省	企画・調整力を有する質の高い人材育成のための研修、活動や施設等の評価基準の策定、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を実施。
情報提供	子ども環境白書	環境省	環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境白書の小中学生向け簡易版を作成し、環境教育教材として主に教育委員会を通じて参考配布するとともに、インターネットで公開。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	市民参加による酸性雨の簡易測定の実施、「大気汚染防止推進月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、音環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
場や機会の拡大	青少年体験活動総合プラン	文部科学省	自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進。
	「五感で学ぼう！」子ども体験プロジェクト	文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省	関係省庁と連携し、農山漁村での自然体験や国立公園内での自然保護官の業務体験といった五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子どもたちの育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子ども達をはじめ関係者の理解を深める。
	エコスクールパイロット・モデル事業	文部科学省 経済産業省 農林水産省 環境省	環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備普及・啓発を目的として、関係省庁と連携し太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進。（平成21年度：157校認定）
	自然再生事業対象地の環境学習への活用	農林水産省 国土交通省 環境省	自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
	自然大好きクラブ	環境省	さまざまな自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネット等を通じて幅広く提供。
	遊々の森	農林水産省	国有林野を学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定・活用を推進。
	ふれあいの森	農林水産省	国有林野を国民による自主的な森林づくり活動の場として利用できる「ふれあいの森」の設定・活用を推進。
	森林・森体験交流促進事業	農林水産省	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施。
	自然とのふれあいの推進	環境省	「みどりの月間日」（4/15～5/14）や「自然に親しむ運動」（7/21～8/20）、「全国自然道を歩こう月間」（10/1～10/30）などを通じて、自然とふれあうさまざまな行事を全国各地で実施。
	地域におけるESD取組強化推進事業	環境省	持続可能な地域づくりに向けたESDのモデル実践の成果を踏まえ、地域に根ざしたESDの取組を全国的に普及させるため、ESDの登録制度やコーディネーター育成手法の検討を行った。
	21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	環境省	文部科学省、厚生労働省が推進する「放課後子どもプラン」と連携し、放課後に子どもたちが集う教室等に導入可能な環境教育プログラムの作成、モデル授業の実施。
	学びのよりの推進	農林水産省	子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。
	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	農林水産省	植樹祭等の緑化行事等の普及啓発や企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動等への支援を実施。
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	身近に存在する川などの水辺における環境学習・自然体験活動を推進するため、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となった体制の整備を行うとともに、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を行っている。
	子どもエコクラブ事業	環境省	子どもたちの地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、「子どもエコクラブ」の結成、登録の呼びかけを実施。
	学校エコ改修と環境教育事業	環境省	学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。

表6-7-2 平成21年度の助成要望と採択の状況  
(実績)

活動区分	助成要望件数 (要望総額)	採択件数 (助成総額)
イ 国内民間団体の開発途上地域環境保全	96件 (479百万円)	27件 (112百万円)
ロ 海外民間団体の開発途上地域環境保全	15件 (467百万円)	5件 (14百万円)
ハ 国内民間団体の国内環境保全	397件 (1,484百万円)	136件 (425百万円)
合計	508件 (2,440百万円)	168件 (551百万円)

注：助成総額は活動区分ごとに百万円単位で四捨五入しているため、助成総額の合計金額と一致しない。

資料：独立行政法人環境再生保全機構

### 3 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成17年～26年）の推進のため、平成18年3月に決定したわが国における実施計画に基づき、パンフレット等を通じた普及啓発、地域における実践とその成果の全国への普及を行うとともに、地域におけるESDの取組を推進するため、ESDの登録制度やコーディネー

タ育成手法の検討を行いました。また、アジアの環境人材を育成するため、産官学民が連携して環境人材育成を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」の設立に向けた取組や、大学で活用できる教育プログラムの開発、アジア環境大学院ネットワーク（ProSPER.NET）の構築の取組を行いました。

### 4 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政研修、国際研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成21年度においては、行政研修15コース（17回）、国際研修5コース（5回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む。）、分析研修16コース（23回）及び職員研修9コース（9回）の合計45コース（54回）を実施しました。また、国際環境協力の一環として、JICA 集団研修「水環境モニタリング」をはじめ、各種研修員の受入れを行いました。21年度の研修修了者は、2,043名（前年度1,658名（平成20年度は、本館耐震工事に伴い、一部研修コースの休止及び日程の短縮等を実施。））となりました。修了者の研修区分別

数は、行政研修（職員研修含む）が1,586名、国際研修が169名、分析研修が288名でした。その他、JICA 集団研修「水環境モニタリング」の修了者が11名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が20%、地方公共団体が77%、特殊法人等が3%となっています。

行政研修では、平成20年度に休止としていた「騒音・振動防止研修」を再開するとともに、耐震工事の影響により年1回の開催としていた「廃棄物・リサイクル基礎研修」及び「産業廃棄物対策研修（産廃アカデミー）」を年2回の開催といたしました。

また、分析研修では、プランクトン類に係る課題分析研修を再編成して実施しました。

## 第8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

### 1 経済的措置

#### (1) 経済的助成

##### ア 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成について

は、表6-8-1のとおりでした。

##### イ 税制上の措置等

平成21年度税制改正において、①自動車重量税・自動車取得税について、時限的に免除・軽減する措置、



表6-8-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対しての、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫、旧国民生活金融公庫)(※)	産業公害防止施設、エコアクション21に係る設備投資等に対する特別貸付。
独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。 また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。
日本政策投資銀行による融資	京都議定書目標達成計画促進事業、アスベスト対策事業、公害防止施設、廃棄物対策設備、都市環境整備事業、環境関連技術開発や環境配慮型経営促進事業などに対する融資。
農林漁業金融公庫による融資	地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

※平成20年10月、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融業務)は統合し、株式会社日本政策金融公庫になりました。

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

②低公害車用燃料等供給設備に係る固定資産税の特例措置について要件を緩和した上で延長、③既存住宅について一定の省エネ改修を行った場合の住宅ローン減税の控除額の特例の延長及び住宅の省エネ改修に係る税額控除制度の特例の創設、④長期優良住宅に係る税額控除制度の創設及び住宅ローン減税の延長・拡充、⑤省エネ・新エネ設備への投資についての即時全額損金算入制度の創設、⑥PFI事業者が設置する**一般廃棄物処理施設**に係る税制上の特例措置の延長、⑦指定物質回収設備・**揮発性有機化合物**排出抑制設備に係る特別償却制度の延長、⑧緑化施設に係る固定資産税の特例措置の延長、⑨植林費の損金算入の特例措置及び山林所得に係る森林計画特別控除措置の延長等の措置を講じました。

## (2) 経済的負担

### ア 基本的考え方

環境への負荷の低減を図るために経済的負担を課す措置については、その具体的措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、廃棄物の発生抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響及び諸外国の活用事例等につき、調査・研究を進めました。

平成21年度においては、経済的措置の検討が深められた事例として以下のようなものがあります。

#### (ア) 環境税の検討状況

環境税(地球温暖化対策のための税)については、環境省が、平成20年に続き、中央環境審議会総合政策・

地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会を開催し、地球温暖化対策税を含むグリーン税制の経済分析等について審議を行いました。この審議を踏まえ、環境省が平成16年から20年までに続き、21年においても、地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、経済産業省からも地球温暖化対策税の検討について要望が行われ、政府税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「地球温暖化対策のための税については、(中略)平成23年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めます。」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第六号)においても同様の規定が盛り込まれました。

今後は、この決定に沿ってさらに検討を進めていきます。

#### (イ) 地方公共団体における**環境関連税**の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税について、平成21年3月末現在、28の地方公共団体で条例が制定され施行されました。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、森林環境税や森づくり税等名称こそ違え、森林整備等を目的とする税が30県において導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

## 2 環境配慮型製品の普及等

### (1) グリーン購入の推進

**グリーン購入法**（図6-8-1）に基づき、国等の各機関では、基本方針に即して平成21年度の環境物品等の調達方針を定め、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

また、**グリーン購入**の取組をさらに促すため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国10か所において開催しました。

グリーン購入の推進のためには、各地域において行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることが重要です。そこで、グリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを全国8か所で開催しました。また、グリーン

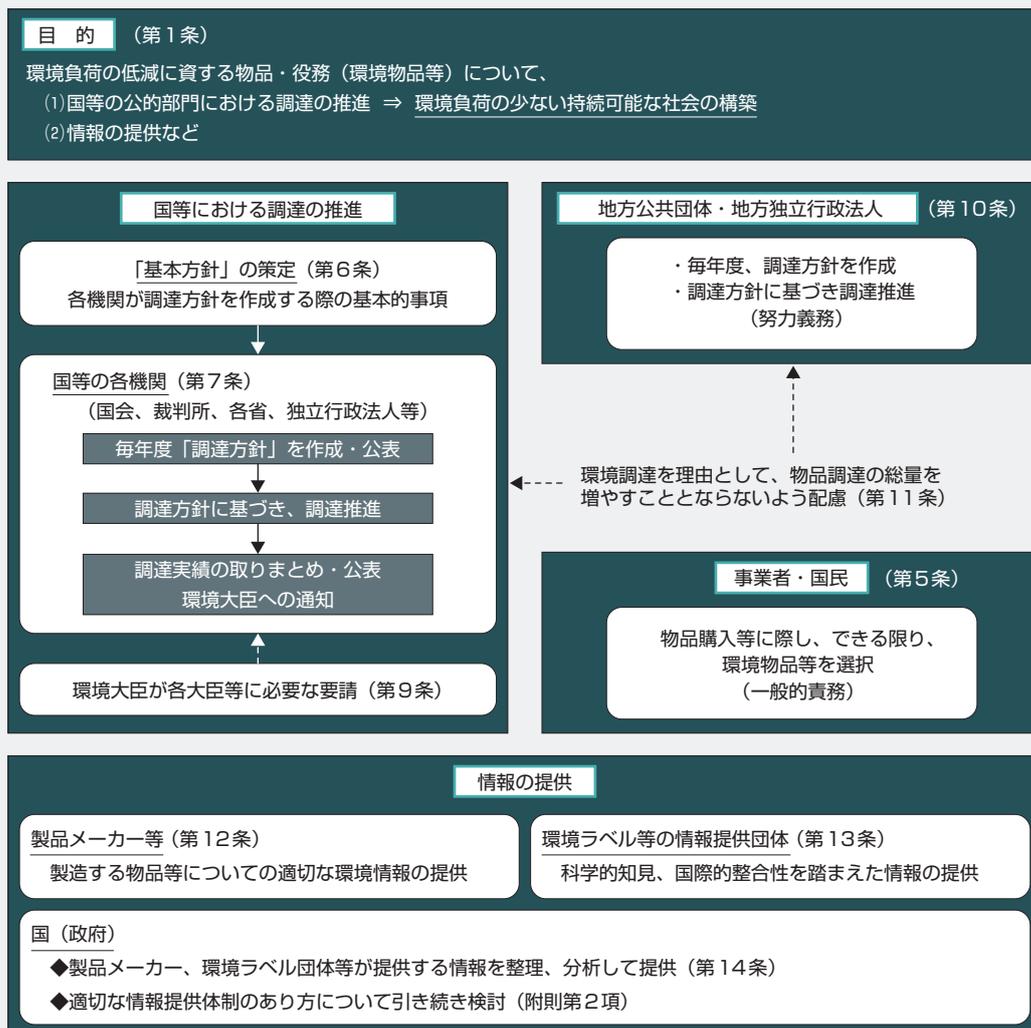
購入の取組が進んでいない地方公共団体等にも無理なくグリーン購入を始めてもらうために策定した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を活用し、普及・啓発を行っています。

### (2) 環境配慮契約（グリーン契約）

平成19年11月に施行された**国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律**（平成19年法律第56号）（図6-8-2）に基づき、国の各機関や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体などの公的機関は、価格だけでなく環境負荷をも考慮した「**環境配慮契約**」を推進しています。

平成22年2月に変更された基本方針（閣議決定）では、従来の、電力調達、自動車調達、**ESCO**（省エネルギー改修）事業、建築設計の4分野に加え、船舶

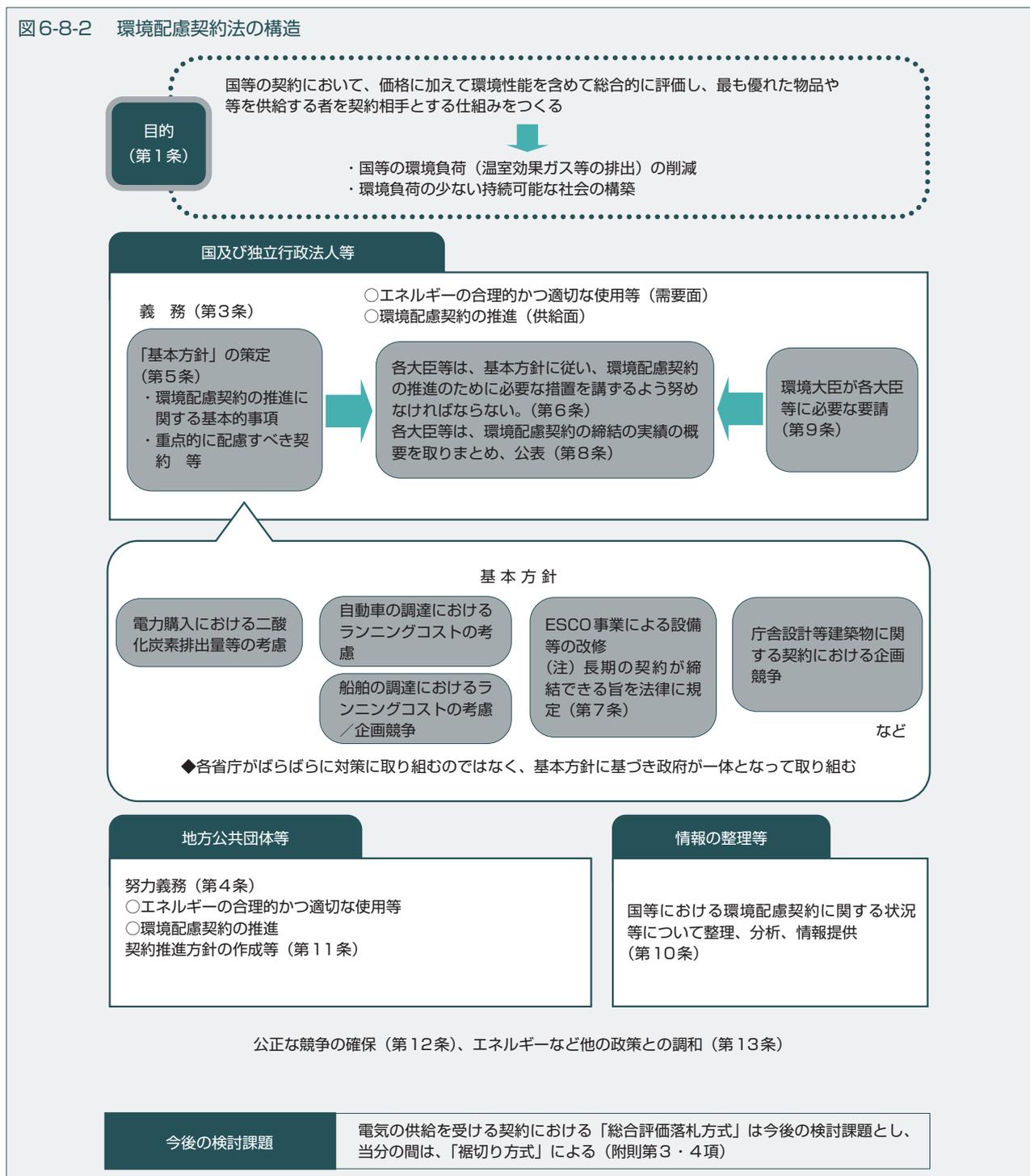
図6-8-1 グリーン購入法の仕組み



資料：環境省



図6-8-2 環境配慮契約法の構造



の調達について、具体的な環境配慮の仕方や手続を定めました。国及び独立行政法人等は、基本方針にしたがって環境配慮契約に取り組む義務があり、機関ごと

に契約の締結実績を公表することになります。

### (3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、**環境ラベル**等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプI環境ラベル (ISO14024 準拠) であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継

続して整備しており、平成22年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は43、認定商品数は4,762となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプII環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理、分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用・更新しました。また、環境表示を行う事業者や事業者団体、又は、製品等に関して認定 (認証) を行う第三者機関等が**グリーン購入**を促進させる上で必要な情報提供のあり方等についてまとめた「環境表示ガイドライン」を改訂し、全国4ヵ所でセミナーを開催しました。

また、環境物品等を国際的に流通させてグリーン購入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度における基準の共通化等が必要であるため、わが国のエコマークを中心に、各国環境ラベル間の相互認証に関する調査・分析を行いました。

#### (4) 標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、平成 21 年度は「JIS Z7311 廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料（RPF）」などの**環境 JIS** 制定・改正を行うとともに、環境関連法令等の中での環境 JIS の位置づけを確認しながら、自治体・企業・消費者のグリーン購入等における環境 JIS の活用状況・ニーズの調査を踏まえ、個別具体的な環境 JIS の制定・改正・活用促進に向けた検討を行いました。

#### (5) ライフサイクルアセスメント（LCA）

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるまでのライフサイクルで環境に与える影響を分析し、評価する**LCA**の手法について、特に平成 21 年度は製品のライフサイクル全体で排出される**温室効果ガス**排

出量を算定し、消費者に分かりやすく表示するカーボンフットプリント試行事業を実施し、商品種別ごとの算定・表示ルールの方策支援等を行い、カーボンフットプリントを貼付した商品の市場流通を開始しました。また、国内のルール構築等を踏まえ、ISO における国際標準化の議論に貢献しました。

#### (6) 家電エコポイント・住宅版エコポイント

地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図ることを目的として、統一省エネラベルの4つ★相当以上のエアコン、冷蔵庫及び地上デジタル放送対応テレビの購入に対し、多様な商品と交換できるエコポイントを発行する事業を実施しました。平成 21 年 7 月 1 日より申請受付を開始し、平成 22 年 3 月末現在で約 1,200 万件の申請がありました。

また、一定の省エネ基準を満たすエコ住宅の新築、二重サッシ化や複層ガラス化などの窓の断熱改修、外壁や天井等への断熱材の施工といったエコリフォームに対して、多様な商品等と交換できるエコポイントを発行する住宅版エコポイント事業を開始しました。

### 3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

#### (1) 環境マネジメントシステム

**環境マネジメントシステム**について情報提供等を行い、幅広い事業者への普及を図りました。特に、中小企業向けに策定された「**エコアクション 21**」（環境活動評価プログラム）については、最新の環境情勢を反映させるとともにより分かりやすくするための改訂を行い、全国各地で改訂に関する説明会を行うなど、さらなる普及促進に努めました。また、中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図るため、環境マネジメントシステムの認証登録を要件とする低利融資制度により、事業者のエコアクション 21 の認証取得及びそれに伴う環境対策投資の支援等を実施しました。平成 22 年 3 月末現在、環境マネジメントシステム ISO14001 の審査登録件数は約 2 万件、エコアクション 21 の審査登録件数は約 4 千件です。また、環境マネジメントシステムの段階的適用の指針（ISO14005）の平成 22 年発行に向けて、作業を進めました。

#### (2) 環境会計

事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資する**環境会計**手法の確立に向けて、その活用の実状や実施上の課題の把握に向けた検討を行いました。

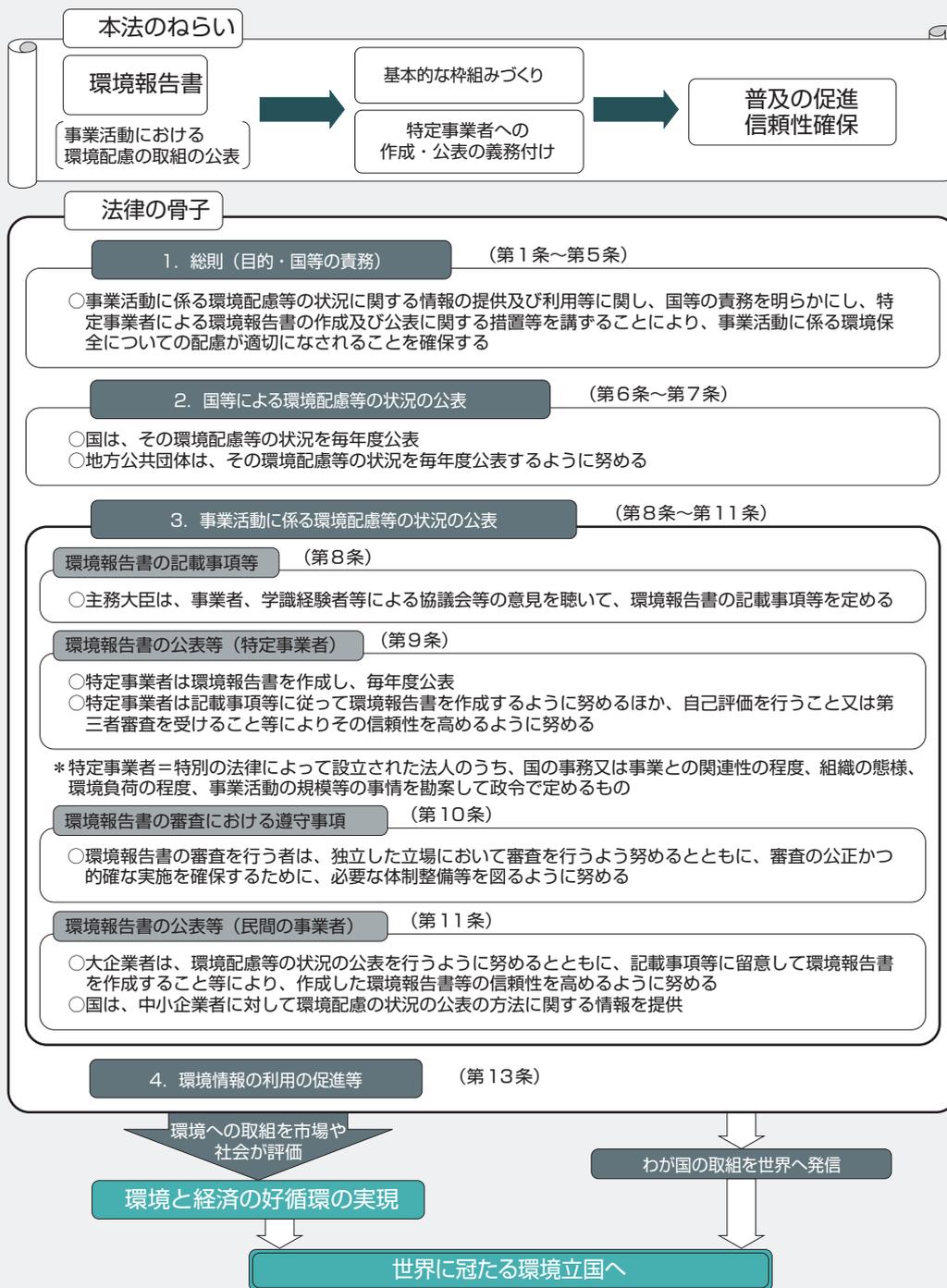
企業経営に役立つ環境管理会計の一手法であり、廃棄物削減と生産性向上を同時に実現する**マテリアルフローコスト会計**については、普及・促進のため、普及事業の拠点となる事業者団体等におけるセミナー等の開催、導入実証事業と普及指導を担う人材育成のためのインターンシップ事業を実施しました。また、平成 20 年 3 月に ISO において承認されたマテリアルフローコスト会計の国際標準規格化については、わが国が議長及び幹事を務める作業部会 ISO/TC207/WG8 にて議論されており、わが国の主導により、平成 23 年発行に向けて作業を進めました。

#### (3) 環境報告書

「**環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律**（平成 16 年法律第 77 号。以下「**環境配慮促進法**」という。）」では、**環境報告書**の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています（図 6-8-3）。平成 20 年度 3 月の中央環境審議会「**環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書**」を受け、環境報告書の作成及び利活用に関する有用な情報とともに、環境配慮促進法の特定事業者の報告書を一覧できる環境報告書に関するポータルサイトの運用を開



図6-8-3 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



資料：環境省

始する等の措置を講じました。

また、環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、生物多様性への配慮や環境に配慮した投融資に対する取組についての記述及び報告書の信頼性向上に関する取組にすぐれた報告書を表彰する賞を設けたほか、環境報告書の利活用促進をテーマに環境コミュニケーションシンポジウムを開催するなど、引き続き環境報告書に関する取組を支援しました。

#### (4) 公害防止管理者制度

工場における公害防止体制を整備するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）によって一定規模の工場に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者等の選任が義務付けられており、約2万の特定工場において公害防止組織の整備が図られています。同法に基づく公害防止管理者等の資格取得のため、昭

和46年度以降国家試験が毎年実施されており、平成21年度の合格者数は6,446人、これまでの延べ合格者数は32万502人です。

また、国家試験のほかに、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者が公害防止管理者等の資格を取得するには、資格認定講習を修了する方法があり、平成21年度の修了者数は2,798人、これまでの修了者数は25万7,222人です。

#### (5) 効果的な公害防止の取組の促進

近年の環境問題の多様化や激甚な公害の対応を担ってきた職員の退職等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況が変化しており、こうした中で、昨今、排出基準の超過や測定データの改ざん等が明らかになっており、事業者や地方自治体における効果的な公害防止対策の推進の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、平成21年8月、中央環境審議会に対し「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」を諮問し、6回にわたる大気

環境・水環境合同部会公害防止取組促進方策小委員会における審議を経て、22年1月に同審議会から答申がなされました。この答申を踏まえ、22年3月に「**大気汚染防止法及び水質汚濁防止法**の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。

また、実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築に取り組む際の参考となる行動指針「公害防止ガイドライン」に関して、普及啓発及び産業界の取組状況のフォローアップを行いました。

#### (6) 温室効果ガスの排出量等の定量化等に関する標準化

温室効果ガスの排出量・削減量の定量化等に関する国際規格(ISO14064-1~3)について、日本工業規格(JIS)化に向けた作業を行い、うちISO14064-1については工業標準調査会における審議が完了し、平成22年春にJIS Q 14064-1(温室効果ガス—第1部：組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引)として制定・公示される予定です。

## 4 環境に配慮した投融資の促進

### (1) 金融のグリーン化

中央環境審議会の「環境と金融に関する専門委員会」を立ち上げ、金融のグリーン化に向けた促進策の検討を行いました。また、投融資に際しての環境配慮の織り込みを市場に普及させる観点から、気候変動にかかわる投資家の動向や投資家向け情報開示にかかわる国内外の動向について理解を深めることを目的として、低炭素社会における責任投資や情報開示についてシンポジウムを開催しました。

### (2) 金融機関の環境投融資に対する支援

環境に配慮した事業活動を行う事業者を支援するため、環境面からのスクリーニング手法を用いた金融機関が行う低利融資について、温暖化防止の観点から利子補給を実施しました。また、地域での**温室効果ガス**

排出削減に資する低利融資制度についても、交付金による支援を実施しました。さらに日本政策金融公庫より、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ、**エコアクション21**等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。また、投融資に際しての環境配慮の取組を市場に普及させる観点から、エコファンドの組成や環境格付融資の取組に対する助成を実施しました。

### (3) 「環境力」評価手法の検討

企業における金融市場への環境情報の公開の現状や、金融市場のニーズ等について把握・分析するための調査を実施し、日本企業がもつ環境力を適切に評価できる仕組みのあり方について検討を行いました。

## 5 その他環境に配慮した事業活動の促進

### (1) 地域等での環境に配慮した事業活動

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強

化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

わが国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、**OECD**の環境分類に基づき調査、推計が行われています。住宅以外の建物に係る建築リフォームや水道業などのほか、低排出・低燃費自動車や省エネ家電など



の環境保全を考えた消費者の行動が需要を誘発するビジネスも含めた市場・雇用規模については、環境省の調査によれば、平成20年の市場規模は約75兆円、雇用規模は約176万人となっています(表6-8-2)。

地域における企業、NPOや自治体の関係者が一体となって、地域の特性を活かしながらコミュニティの環境配慮活動を活性化する「環境配慮活動活性化ビジネス」を発掘し、その展開を支援しました。

## (2) エコ・アクション・ポイント

温室効果ガス25%削減を達成し、低炭素社会を形成するためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門における温室効果ガスを削減するため、国民一人ひとりのライフスタイルの変革を図っていくことが必要不可欠です。

そこで、平成20年度より、21世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひ

表6-8-2 環境ビジネス(環境誘発型ビジネスを含む)の市場規模及び雇用規模の現状

市場規模(兆円)		雇用規模(万人)	
平成12年	平成20年	平成12年	平成20年
41	75	106	176

資料：環境省

とりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組を普及するため、民間企業による「エコ・アクション・ポイント」のモデル事業の立ち上げを支援しています。

「エコ・アクション・ポイント」とは、温室効果ガス排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、さまざまな商品等と交換できる仕組みです。平成21年度においては、全国型事業3件、地域型事業6件が公募で採択され、ポイントシステムの立ち上げ・拡充を支援しました。

## 6 社会経済の主要な分野での取組

### (1) 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進しました。さらに、**持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律**(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(**エコファーマー**)の認定促進や、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を引き続き行いました。新たに21年度から、エコファーマーの技術や経験の交流を図るための全国ネットワーク化を支援しました。

また、地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動への支援に取り組むとともに、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づく、有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、有機農業者等の支援、技術開発等を実施しました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、**家畜排せつ物法**に基づく適正な管理を確保するとともに、たい肥化による農業利用やエネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林

の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理、炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援しました。また、沿岸域の**藻場・干潟**の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、種を組み合わせた養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

### (2) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。自動車NOx・PM法に基づく自動車使用の合理化等の指導を実施しました。また、排出ガス低減性能の高い自動車の普及及び自動車NOx・PM法の対策地域内における同法に基づく排出基準に適合した自動車の使用を促進するため、排出基準に適合している全国のトラック・バス等に対し「自動車NOx・PM法適合車ステッカー」を交付しました。12月を「大気汚染防止推進月間」として、広く国民を対象に、公共交通機関の利用促進を訴える等、大気汚染防止のための普及・啓発活動を実施しました。

## ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的後処理システム技術の開発を進めるとともに、低公害性の抜本的な改良を目指すジメチルエーテル自動車、非接触給電ハイブリッド自動車等の開発を進め、実証走行試験等を実施しました。

さらに、**自動車税のグリーン化**、自動車重量税・自動車取得税について、時限的に免除・軽減する措置等の税制上の特例措置を講じ、低公害車のさらなる普及促進を図りました。

エコドライブについては、交通の方法に関する教則に盛り込まれており、また、エコドライブ推進月間の11月を中心に各都道府県警察の運転免許試験場、自動車教習所、高速道路のサービスエリア等において「エコドライブ10のすすめ」のリーフレット約150万部の配布を行い、その普及啓発を図りました。

## イ 交通管理

**新交通管理システム（UTMS）**の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、**光ビーコン**等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。また、**交通公害低減システム（EPMS）**を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、3メディア対応型**道路交通情報通信システム（VICS）**車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共輸送機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、**公共車両優先システム（PTPS）**の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等

の運用等のハード、ソフト一体となった駐車対策を推進しました

## ウ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バスを中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンの整備推進、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバスの導入促進等、バスの利用促進策を講じました。また、軌道改良・曲線改良等の幹線鉄道的高速化等を行う一方、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度を創設し、207事業所を認証しました。併せて、地域ぐるみの公共交通活性化へ向け、通勤交通グリーン化推進プログラムを公募し、6件認定を行い、マイカーから公共交通等への利用転換の促進を図りました。

## エ ESTの普及展開

公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域の取組に対して集中的に支援策を講じる「ESTモデル事業」を5地域で実施するとともに、より積極的にESTの普及推進に取組むEST普及推進地域に選定された8地域への支援を実施しました。また、モビリティ・マネジメント（MM）に取り組む3企業等に対し社会実験等の支援を実施しMM普及促進を図るとともに、都市型コミュニティサイクルに取り組む2企業に対し社会実験等の支援を実施しコミュニティサイクルの普及促進を図りました。それらの成果を踏まえ、今後の普及展開のあり方についての検討を進めました。

# 第9節 国際的取組に係る施策

## 1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」や平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において示された国際的取組の方

針に基づき、地球環境問題に対処するため、①国際機関の活動への支援、②条約・議定書の国際交渉への積極的参加、③諸外国との協力、④開発途上地域への支



援を積極的に行っています。

## (1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

### ア 多国間の枠組みによる連携

#### (ア) 国連を通じた取組

##### ① 国連持続可能な開発委員会 (CSD)

国連持続可能な開発委員会 (CSD) 第17会期が、平成21年5月にニューヨークの国連本部にて開催され、「農業」、「農村開発」、「土地」、「干ばつ」、「砂漠化」、「アフリカ」をテーマとし、各国政府等がとるべき行動について活発な議論が行われました。最終日には、当該行動に関する文書が全会一致で採決されました。

##### ② 国連環境計画 (UNEP) における活動

日本は、創設当初から一貫して国連環境計画 (UNEP) の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、平成21年は約296万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。同年2月には、UNEP 第25回管理理事会／グローバル閣僚級環境フォーラムがナイロビで開催され、UNEPの活動計画案や予算案に加え、グリーン経済、国際環境ガバナンス、水銀、生物多様性等について議論が行われました。また、**UNEP 親善大使**である加藤登紀子さんが、同21年にツバル及びフィジーを訪問し、環境の現状や環境保全活動を視察するとともに、当該情報についての広報活動を行いました。

さらに、日本に事務所を置く **UNEP 国際環境技術センター (IETC)** が実施する開発途上国等への環境上適正な技術 (EST) の移転に関する支援及び環境保全技術に関する情報の収集・整備及び発信への協力や、世界の水めぐりをテーマとして財団法人地球環境センター (GEC) との共催で実施した市民講座等の事業を支援・推進しました。

##### ③ 国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) における活動

第1回環境と開発委員会が、平成21年12月にバンコクで開催され、各国及びアジア太平洋地域における「環境と開発」に関連した取組の実施状況、課題、今後の戦略等が議論されました。議論された内容については、委員会報告書として取りまとめられ、22年5月のESCAP総会に提出されました。

また、ESCAPでは、5年ごとに「アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED)」を開催し、その中で環境に関する行動計画を採択し、環境に関するさまざまな活動を進めています。

平成12年に第4回当該閣僚会議 (MCED4) において採択された「**クリーンな環境のための北九州イニシアティブ**」については、22年2月に北九州市で開催された第5回北九州イニシアティブネットワーク会議

の場で総括され、同年9月末に開催予定のMCED6に報告される予定です。

#### (イ) 世界気象機関 (WMO) における取組

わが国は、WMOの全球気象監視計画 (WWW)、世界気候計画 (WCP)、大気研究・環境計画 (AREP) などを通じた地球環境保全のための取組に積極的に参画しました。平成19年6月には、第15回WMO総会が開催され、WMOの各部門による全球地球観測システム (GEOSS) や国際極年 (IPY) などへの積極的な貢献が確認されました。また、日中連携による地区気候センター (RCC) ネットワークの運営開始を踏まえ、アジア地区内の気候情報の利用促進と能力向上等について議論が行われるとともに、政策決定者のための気候予測をテーマとして21年8~9月にスイス・ジュネーブにおいて開催された第3回世界気候会議 (WCC-3) に積極的に参画、貢献しました。

#### (ウ) 経済協力開発機構 (OECD) における取組

わが国は、**OECD 環境政策委員会**の活動に積極的に参加し、平成22年1月からは環境政策委員会の議長を務めています。21年5月には、加盟国、加盟候補国の環境及び開発援助担当閣僚による開発・環境合同ハイレベル会合が開催されました。会合では、気候変動への適応に関する開発援助政策文書が採択されました。

また、当該委員会の下で、わが国に対する3度目の環境保全成果レビューが開始され、平成21年7月にはOECD加盟国の専門家らによる審査を受入れました。

持続可能な開発に関するOECDの横断的な取組としては、平成16年の閣僚理事会で設置が承認された「持続可能な開発年次専門家会合」の第6回会合が、21年10月に開催され、今後OECDで優先的に取り組んでいくべき持続可能な開発関連作業等について、引き続き議論がなされました。

#### (エ) 世界貿易機関 (WTO) 等における取組

**WTO 貿易と環境に関する委員会 (CTE)** 特別会合等では、貿易と環境の相互支持を強化することを目的として、平成13年のWTO第4回閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言に基づき、WTOルールと多国間環境協定 (MEAs) が規定する特定の貿易上の義務との関係や、環境関連の物品及びサービスの関税・非関税障壁の削減又は撤廃等について交渉が行われています。

これに加え、わが国は経済連携協定の締結交渉も精力的に進めてきており、これまでのところ、ベトナムやスイスとの間で二国間協定の署名を行ったほか、ASEAN全体との経済連携協定の署名がもられました。こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易をはじめとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めています。

#### (オ) 主要国首脳会議 (G8サミット) における取組

平成21年7月にイタリアで開催されたG8ラクイラ・サミットでは、環境・気候変動問題が主要な議題として取り上げられました。2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減するという目標を再確認し、この一部として、先進国全体として2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標について、G8首脳間で合意されました。このほか、同サミットに先立ち4月にイタリア・シラクサで開催された**G8環境大臣会合**では、生物多様性の保全等に関する「シラクサ憲章」を採択したほか、わが国から「子どもの健康と環境」に関する取組を紹介しました。

(カ) アジア・太平洋地域における取組

#### ① クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブは、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」で提唱され、20年6月に具体的な目標や政策が取りまとめられました。また、21年10月にシンガポールで開催された第8回ASEAN+3(日中韓)環境大臣会合の機会を活用して、アジア各国に本イニシアティブの周知を図り、協力を呼びかけました。

#### ② 東アジア首脳会議環境大臣会合及びASEAN+3(日中韓)環境大臣会合

平成20年10月に、ASEAN加盟国10か国と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの16か国の環境大臣が参加する東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合がハノイ(ベトナム)にてはじめて開催されました。会議においてわが国は、ベトナムとともに共同議長を務め、19年11月の第3回東アジア首脳会議において発出された「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」をフォローアップするための今後の協力の方針を示す閣僚声明の採択に貢献しました。その際、協力の優先分野として「環境的に持続可能な都市(Environmentally Sustainable Cities)」が取り上げられました。このフォローアップのため、「環境的に持続可能な都市」に関するEASハイレベルセミナーを22年3月にインドネシアで開催し、「環境的に持続可能な都市」に関する優良事例や推進方策についての情報共有や、さまざまな活動間の協働が推進されました。セミナーの成果は、第2回EAS環境大臣会合に報告される予定です。また、21年10月にシンガポールで、ASEANに日中韓の3か国を加えた第8回ASEAN+3環境大臣会合が開催され、日本のASEANに対する協力や、日中韓3か国によるASEANへの協力について進捗状況が報告されたほか、13か国での取組として生物多様性に係る人材育成プロジェクトの推進などが話し合われました。

#### ③ アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)

アジア太平洋地域に相応しい新たな持続可能な開発のモデルを検討するため、当該地域の著名な政治家・専門家等の有識者をメンバーとして、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)が平成13年から開催さ

れています。16年にはアジア太平洋地域で持続可能な社会を構築するための具体的な提言を報告書として採択しました。17年度からは、これらの提言の実施のため、有識者・専門家によるテーマ別の政策対話、地方自治体やNGOによるすぐれた取組事例の収集・表彰・普及、革新的な取組に対する知的助言・財政支援などの活動を進めています。これらの成果については、22年9月末に開催予定のMCED6に報告される予定です。

#### ④ 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)

平成21年6月に、北京(中国)において第11回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を開催し、北東アジア地域及び地球規模の環境問題に関して意見交換を行うとともに、今後の3か国の環境協力の優先分野とその行動計画などに関する共同コミュニケを採択しました。この行動計画については、21年10月に行われた第2回日中韓首脳会議において、22年開催予定の第12回日中韓三カ国環境大臣会合での採択が求められました。また、TEMMの下のプロジェクトとして、日中韓三カ国黄砂局長級会合、日中韓環境産業円卓会議及び日中韓三カ国合同環境研修がそれぞれ開催されるとともに、21年11月には、東京において日中韓三カ国**3R**／循環経済セミナーを開催するとともに、名古屋においては日中韓三カ国環境教育ネットワークワークショップ・シンポジウムを開催しました。

#### ⑤ アジア協力対話(ACD)第5回環境教育推進対話

平成20年10月に、滋賀県において、アジア協力対話(ACD)の枠組みにおける協力案件として第5回環境教育推進対話を開催しました。同会議には、ACD参加国より17か国の関係者が参加し、「水と衛生問題に関する教育」をテーマとし、各国に於ける取組と活動につき報告がなされ、水・衛生問題に関する教育を巡る課題と協力のあり方について意見交換を行いました。

#### ⑥ アジアEST地域フォーラム

アジアEST地域フォーラムの枠組みを通じて、各国のEST実現に向けた取組として、国別EST戦略プランの策定及び進捗状況のフォローアップを進めており、カンボジア、ラオス、ベトナムの戦略プランを概成し、続いてフィリピン、インドネシア等の戦略策定を推進しました。

#### ⑦ アジア水環境パートナーシップ(WEPA)

平成21年10月に、インドネシア国ジャカルタにおいてインドネシア国との二国間会合を行いました。両国の水環境行政の現状と課題、課題解決に向けた取組等について情報共有を行い、今後の水環境協力について意見交換を行うことで、インドネシア国における水環境ガバナンスの向上を支援しました。

#### ⑧ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の枠組みを活用し、アジア太平洋地域の、特に開発途上国における地球変動研究の推進を積極的に支援しま



した。

#### ⑨ アジア諸国における石綿対策技術支援

国際的な取組の重要性にかんがみ、東アジア首脳会議（EAS）参加国のうち13か国に対し、日本の石綿対策の概要をまとめた報告書を送付するとともに各国の石綿に関する法規制や使用実態の把握に努めました。また、フィリピンに、行政・技術専門家を派遣し、アスベストの使用状況等についての調査及び対策技術の提供を行うとともに、アジア諸国を招聘してアスベスト対策に対する国際ワークショップをインドネシアにて開催し、各国の現状や課題について意見交換を行いました。

#### ⑩ 日本モデル環境対策技術等の国際展開

日本の環境汚染対策・環境測定に係る技術を規制・制度、人材などとパッケージにしてアジア諸国へ普及・展開することを目的として、中国・ベトナム・インドネシアを対象として現状を把握するとともに、各国の状況に応じた技術の普及・展開の方策について検討を行いました。また、中国・ベトナムとは共同研究や専門家の交流等の協力事業を実施しました。

#### ⑪ 東アジア地域における非意図的生成残留性有機汚染物質の促進

平成21年10月に、東京において、東アジア地域11か国等の行政官・専門家の参加の下、第3回東アジア地域の非意図的生成 POPs 削減に関するワークショップを開催し、ダイオキシン類等非意図的生成 POPs 削減対策等に係る最新情報の共有化を図りました。

#### (キ) 世界的な問題解決に向けた国際連携の強化

国際熱帯木材機関（ITTO）に関しては、平成21年11月に第45回理事会が横浜で開催され、熱帯林の持続可能な森林経営を促進するための事業・活動が承認され、また、平成18年に採択された「2006年の国際熱帯木材協定」の未締結国に対する早期締結の呼びかけ及び同協定の早期発効を求める決議等が採択されました。

### イ 二国間の枠組みによる連携

#### (ア) 中国

平成21年6月に、日中環境大臣会談において、両国環境大臣が3本の覚書（「環境協力の一層の深化に関する覚書」、「川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」、「環境に関する普及啓発・教育及び技術の分野における協力の一層の深化に関する覚書」）に合意・署名し、二国間協力をより一層強化していくことを確認しました。

また、平成19年12月に、両国の環境大臣間で締結した、環境汚染対策と温暖化対策の双方に資するコベネフィット協力に関する意向書に基づき、具体的な案件発掘・形成に向けた調査等を実施しました。

さらに、平成21年6月、両国の環境大臣間の合意

に基づき、23日から約2週間を日中環境汚染対策協力ゴールデンウィークとし、環境汚染物質削減に係る協力イベントを集中的に実施しました。日本のノウハウを生かした窒素・りんの水質総量削減の方法を提案するための協力・窒素酸化物の大気総量削減に係る協力を開始するとともに、今後とも日中において環境汚染対策分野における協力を一層深めることを合意しました。

特に水分野については、平成20年5月に日中双方の環境大臣間で交わされた覚書に基づき、20年度に実施した江蘇省及び重慶市に引き続き、21年度には雲南省及び新疆ウイグル自治区において農村地域等における分散型排水処理モデル事業に着手しました。また、11月には北京市においてセミナーを開催し、汚染物質総量規制及び分散型排水処理技術等に関する検討の成果を発表するとともに、今後の協力の課題等について意見交換を行いました。

#### (イ) 韓国

日韓環境保護協力協定に基づき平成21年9月3日、ソウル（韓国）で第12回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、気候変動問題、黄砂、越境大気汚染、海洋ゴミ問題等につき意見交換を行うとともに、共同研究等を進めました。

#### (ウ) モンゴル

平成21年10月12日、ウランバートル（モンゴル）で第4回日本・モンゴル環境政策対話を開催し、両国の環境政策と課題、協力の方向性について意見交換を行いました。

#### (エ) その他

米国、カナダ、ロシア等と環境保護協力協定に基づく共同研究や協力プロジェクトを通じ、環境分野の国際協力を実施しました。また、平成19年12月にインドネシアの環境大臣と締結したコベネフィット協力に関する共同声明に基づき、具体的な案件の発掘・形成に向けた調査等を実施しています。

### ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、「Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society and the Biodiversity in Japan 2009」（英語版環境・循環型社会・生物多様性白書）等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。

#### (2) 開発途上地域の環境の保全

日本は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「重点課題」である「地球規模の問題への取組」の中で対応を強化しなければなら

ない問題と位置付けられています。

さらに、ODA を中心としたわが国の国際環境協力については、平成 14 年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD)」において、環境対処能力向上やわが国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。平成 20 年においては、環境分野の ODA として約 3,856 億円 (ODA 全体に占める割合は約 20.3%) の支援を行いました。

ア 技術協力

技術協力は、(独) **国際協力機構 (JICA)** を通じて実施しています。日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成や、課題解決能力の向上を支援します。具体的には、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与、また、それらを組み合わせた技術協力プロジェクト (表 6-9-1)、さらに政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とした調査 (開発計画調査型技術協力) などが行

表6-9-1 主な技術協力プロジェクト

分野	国名	プロジェクト名	実施期間	プロジェクト概要
森林保全	パナマ	アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト	平成18.10～平成23.9	チャgles国立公園内に位置するアラフエラ湖周辺の村落住民及び環境省職員を対象に、植林及びアグロフォレストリーの技術や環境教育などの普及を通じ、環境に配慮した自立発展性のある生産活動を促進・支援する。
	エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理・住民支援プロジェクト	平成18.10～平成22.9	エチオピア国ベレテ・ゲラ森林優先地域を対象に、ファーマーズフィールドスクールでの農業技術普及や森林コーヒー認証取得による住民の生計向上と、森林管理組合による参加型森林管理の普及を図る。
生物多様性保全	インドネシア	地方マングローブ保全現場プロセス支援	平成19.1～平成22.1	インドネシアのマングローブ管理センター (MMC) が、地方におけるマングローブ保全活動 (エコツーリズム、環境教育を含む) の現場支援を行うためのプロセスを構築するための支援をする。
	マレーシア	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム (フェーズ2)	平成19.10～平成24.9	サバ州を対象地域とし、フェーズ1で実施した研究・教育、保護区管理、環境啓発の活動成果を踏まえて、サバ州の自然環境保全体制をより強化するため、サバ州生物多様性センターの設立支援や流域単位での保護区管理等を実施する。
	パラオ	サンゴ礁モニタリング能力向上プロジェクト	平成21.7～平成24.7	太平洋地域の核として日本の無償資金協力により建設されたパラオ国際サンゴ礁センターにおいて、調査・研究・モニタリングの能力向上を行い、サンゴ礁生態系の適切な管理を支援する。
	サモア	国立公園・自然保護区の管理能力向上支援プロジェクト	平成19.3～平成22.3	貴重な生態系を有するサモアの国立公園及び自然保護区を適切に管理するため、政府機関の制度及び管理能力の向上を支援する。
環境管理 (公害対策・廃棄物管理等)	中国	循環型経済推進プロジェクト	平成20.10～平成25.10	環境保全の視点から循環経済施策を推進するため、物質循環の各過程 (資源投入、生産、販売、消費、廃棄、資源化、処分等) における環境配慮強化に係る諸施策の実行能力の強化を支援する。
	モンゴル	ウランバートル市大気汚染削減プロジェクト	平成22.1～平成24.12	冬季の大気汚染が深刻なモンゴル国ウランバートル市において、大気汚染の汚染源解析、排出測定、排出規制、発生源対策、情報等の能力向上のための技術支援を行う。
	ベトナム	循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト	平成18.11～平成21.11	ベトナム国ハノイ市全域において、分別収集を基調とする調和のとれた3Rの取組の準備を整えることを目的として、生ゴミ分別収集を基本とするパイロットプロジェクトの実施、ハノイ市全域拡大のための行動計画の作成、3Rのための環境教育等の活動を実施する。
	インドネシア	地方政府職員環境管理能力強化	平成21.3～平成23.10	地方政府の水質管理能力向上と、パイロットサイトにおける法律及び政令が適切に執行されることを目的に、水質管理に係る法律及び法令整理、法令規定集業務マニュアルの配布と活用、水質管理計画の作成と適切な運用を支援する。
	シリア	全国下水道人材育成プロジェクト	平成21.5～平成24.3	下水道施設整備を進めるシリア国において、下水道施設の適切な維持管理を行う人材が不足している。本プロジェクトを通じて、シリア国内に下水道施設維持管理人材の育成を行うための研修講師を養成するとともに、下水道施設維持管理研修の実施体制構築を支援する。
	メキシコ	使用済自動車 (ELV) 管理計画策定支援プロジェクト	平成22.2～平成24.4	メキシコ国環境天然資源省が策定を予定している「使用済自動車 (ELV) 管理計画」の策定支援を目的として、ELV管理の現況把握、メキシコに適したELV管理計画の検討、ステークホルダー間の合意形成を支援する。
	グアテマラ	首都圏水環境保全能力強化	平成18.3～平成21.9	グアテマラ首都圏における水環境行政の能力強化を目的として、特に工場排水規制に係る法令改訂及び排水モニタリング方法や環境教育等について協力を実施する。
温暖化対策	タイ	バンコク都気候変動削減・適応策実施能力向上	平成21.6～平成24.5	バンコク都の気候変動対策アクションプランの実施能力向上のため、気候変動対策に分野横断的・包括的に取り組むバンコク都の組織能力向上を支援する。
	ラオス	森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト	平成21.8～平成26.8	焼畑や外国投資の商品作物栽培により、森林減少が著しい地域において、参加型の土地・森林管理を行い森林減少抑制システムの確立を支援する。
	ミャンマー	エーヤーワディ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理計画プロジェクト	平成19.4～平成25.3	地域住民の生活支援とマングローブ林の保全・植林を通じ、地域住民とマングローブ林が共生する管理体制の構築を支援する。

資料：関係府省資料に基づき環境省作成

第6章 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

われました。

### イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、地方の井戸掘削など）、地球温暖化対策関連（植林、エネルギー効率向上）等の各分野において実施されています。（表 6-9-2）

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

### ウ 有償資金協力

有償資金協力（円借款）は経済・社会インフラへの援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対し、日本は JICA を通じ、積極的に円借

款を供与しています。（表 6-9-3）

### エ 国際機関を通じた協力

わが国は、**UNEP** の環境基金、**UNEP 国際環境技術センター**技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、わが国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も環境分野では重要になってきています。

**地球環境ファシリティ（GEF）**は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。わが国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の場等を通じ、GEF の活動に積極的に参画しました。

表 6-9-2 環境分野における主な無償資金協力の実績（2008 暦年）

国名	案件名	交換公文 締結日（現地時間）	供与限度額（百万円）
ザンビア	ルアブラ州地下水開発計画	2008.07.04	641
ベトナム	第二次中南部海岸保全林植林計画	2008.11.20	39
ホンジュラス	テグシガルバ緊急給水計画（2/2（詳細設計））	2008.02.27	30
ホンジュラス	テグシガルバ緊急給水計画	2008.05.23	1,312
ヨルダン	第二次ザルカ地区上水道施設改善計画（3/3）	2008.08.20	1,068
エジプト	バハルヨセフ灌漑水路ダハブ堰改修計画	2008.06.15	2,141
マレーシア	海上警備強化機材整備計画（1/2）	2008.01.25	473
東ティモール	モラ橋梁建設計画	2008.05.05	885

資料：外務省

表 6-9-3 環境分野における主な有償資金協力（円借款）の実績（2008 暦年）

国名	案件名	交換公文 締結日（現地時間）	供与限度額（百万円）
インド	デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ2）（第三期）	2008.03.10	72,100
インド	コルカタ東西地下鉄建設計画	2008.03.10	6,437
タイ	バンコク大量輸送網整備計画（パープルライン）（1）	2008.03.31	62,442
ベトナム	ハノイ市都市鉄道建設計画（一号線）（E/S）	2008.03.31	4,683
インドネシア	気候変動対策プログラム・ローン	2008.09.02	30,768
インド	チェンナイ地下鉄建設計画	2008.11.21	21,751
インド	中小零細企業・省エネ支援計画	2008.11.21	30,000
エジプト	コライマツ太陽熱・ガス統合発電計画（II）	2008.12.24	9,440
インド	タミルナドゥ州都市インフラ整備計画	2008.03.10	8,551
インドネシア	デンパサール下水道整備計画（第二期）	2008.03.28	6,004
ベトナム	第二期ホーチミン市水環境改善計画（第二期）	2008.03.31	13,169
ベトナム	フエ市水環境改善計画	2008.03.31	20,883
インド	ウッタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減計画	2008.03.10	13,345
チュニジア	総合植林計画（II）	2008.03.31	3,128
インド	森林管理能力強化・人材育成計画	2008.11.21	5,241

資料：外務省

### (3) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

国際的に環境協力を行っている NGO 間の連携を強化するため、平成 21 年度には持続可能な開発に向けた 3 回の NGO 連携連絡会合と、**生物多様性条約第 10**

**回締約国会議**に向け NGO の連携を促進する 2 回の研究会を行いました。また、定年退職を迎える団塊世代の環境管理技術を開発途上国において活用するため、22 年 3 月にシニア世代向け国際環境協力研修を実施しました。

## 2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

### (1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

「**地球環境研究総合推進費**」制度の一環として、海外の研究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において共同研究を行う「国際交流研究」の枠組み等を活用し、継続して調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、UNEP における地球環境モニタリングシステム (GEMS)、**世界気象機関 (WMO)** における**全球大気監視 (GAW) 計画**、WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC) 合同海洋・海上気象専門委員会 (JCOMM) の活動、全球気候観測システム (GCOS)、全球海洋観測システム (GOOS) 等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「**全球地球観測システム (GEOSS) 10 年実施計画**」を推進するための国際的な枠組みである**地球観測に関する政府間会合 (GEO)** において、平成 20 年 11 月まで執行委員会国を務めるとともに、GEO の専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、GEO の活動に積極的に参加しました。全球気候観測システム (GCOS) の地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視する GCOS 地上観測網監視センター (**GSNMC**) 業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るための WMO 関連の業務を、各国気象局と連携して推進しました。

アジア太平洋気候センターでは、アジア太平洋地域各国の気象機関に対し基盤的な気候情報を引き続き提供するほか、WEB ベースの気候解析ツールの公開を始めました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関からの要請に応じて研修を実施するなど、域内各国の気

候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、VLBI (超長基線電波干渉法) や GPS を用いた国際観測に参画するとともに、駿潮、絶対重力観測等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しています。

さらに、東アジア地域における**残留性有機汚染物質 (POPs)** の汚染実態把握のための環境モニタリングが円滑に実施できるよう、東アジア POPs モニタリングワークショップを開催しました。

### (2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

**APN** の枠組みを活用し、アジア太平洋地域における特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。APN では、神戸市内に開設した APN センターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

また、地球環境の現状を把握するための地球全陸地の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を関係国際機関等と連携して主導しました。本プロジェクトには 164 国・16 地域が参加しており、71 国・4 地域分のデータが公開されています (平成 22 年 3 月 31 日現在)。さらに、東アジアをリアルタイムでカバーできる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジアの**環境影響評価**を行うとともに、アジア太平洋環境経済統合モデル (AIM モデル) を用いて、アジア各国 (中国、インド等) が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発に協力をしました。

## 3 国際協力の実施等に当たっての環境配慮

平成 20 年 10 月に **JICA** と**国際協力銀行 (JBIC)** の海外経済協力部門が統合されて新 JICA が発足したことを踏まえ、新 JICA 環境社会配慮ガイドラインが策定され、平成 22 年 7 月より施行予定です。当該ガイドラインが完成するまでの間の暫定的措置として、技術協力については引き続き「JICA 環境社会配慮ガイ

ドライン」に基づき事業を実施しました。円借款についても同様に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に基づいて事業を実施しました。

輸出信用機関である日本貿易保険 (NEXI) は、「貿



易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」及び「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン異議申立手続等について」という手続要綱に基づき事業を実施しました。

無償資金協力についても新 JICA 発足と同時に原則

として新 JICA が担当することになりましたが、新ガイドラインが完成するまでの間の暫定的措置として「無償資金協力審査ガイドライン」に基づき実施しました。